

遺留金等に関する実態調査
結 果 報 告 書

令和 5 年 3 月

総務省行政評価局

前 書 き

令和 4 年版高齢社会白書によると、我が国の 65 歳以上人口は、平成 6 年には総人口の 14% を超え、令和 3 年 10 月 1 日現在、28.9% に達し、いわゆる超高齢社会が到来している。65 歳以上の一人暮らしの者は男女ともに増加傾向にあり、昭和 55 年には 65 歳以上の男女それぞれの人口に占める割合は男性 4.3%、女性 11.2% であったが、令和 2 年には男性 15.0%、女性 22.1% となっている。また、自治会、町内会等への加入率の低下など地域コミュニティの希薄化も進んでいる。

死亡人の埋火葬を行う者がいない又は判明しないときは、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）又は墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づき、死亡地の市区町村（長）が埋火葬を行い、その費用については、まずは死亡人の遺留金等を充て、次に相続人等の弁償を求めるが、それでも不足するときは、指定都市及び中核市の場合は当該市が、それ以外の場合は当該市区町村が属する都道府県が負担することとされている。

また、葬祭を行う扶養義務者等が困窮している場合や第三者が被保護者等の葬祭を行う場合には、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づき、保護の実施機関（福祉事務所設置地方公共団体の長）が葬祭扶助を行うことになっている。

家族や地域のつながりの希薄化を背景に、このような事例は増加していくことが見込まれる。

葬祭費用に充てても遺留金等が残った場合には、その遺留金等を相続人に引き渡すことになるが、引き取られない場合は市区町村等が保管している。令和 2 年 3 月に当省が公表した「遺品整理のサービスをめぐる現状に関する調査」でも、市区町村がこうした死亡人の埋火葬後に残った遺留金等の処理や保管に苦慮していることを把握した。

一方、厚生労働省では、令和 2 年 12 月、生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）を改正し、保護費（葬祭扶助）に充てた後の残余の遺留金等の処理に当たり弁済供託の活用を可能とするとともに、同省及び法務省は、令和 3 年 3 月、市区町村等における遺留金等の取扱事務の円滑化に資する観点から、身寄りのない人が亡くなった場合の対応、預貯金も遺留金に含まれることの明確化、相続財産管理制度・弁済供託制度の活用の流れ等をまとめた「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」を策定し、都道府県及び市区町村に周知した。

本調査は、手引発出前後の市区町村等における遺留金等の実態や支障例・工夫例等を把握し、遺留金等の処理や保管に係る市区町村等の負担軽減に向けた課題等を整理することを目的として実施したものである。

目 次

第 1 調査の目的等.....	1
第 2 調査結果.....	2
1 本調査の対象範囲.....	2
2 調査手法.....	6
3 引取者のない死亡人の発生状況等.....	7
(1) 引取者のない死亡人の発生状況.....	7
(2) 引取者のない死亡人に係る市区町村の業務実施体制.....	9
(3) 相続人等調査の実施状況.....	10
4 葬祭費用への費用充当.....	15
(1) 葬祭費用の範囲、遺留金の充当.....	15
(2) 葬祭費用に充当するための預貯金の引き出しの実施状況.....	19
(3) 葬祭費用に充当するための遺留物品の売却の実施状況.....	28
(4) 都道府県から一般市区町村への葬祭費用の不足分に係る弁償の実施状況.....	31
5 残余遺留金品の処理.....	37
(1) 残余遺留金の発生状況等.....	37
(2) 相続財産管理制度.....	42
(3) 残余遺留金の弁済供託.....	48
(4) 残余遺留物品の弁済供託.....	55
6 残余遺留金品の保管等.....	58
(1) 残余遺留金の保管等の状況.....	58
(2) 残余遺留物品の保管等の状況.....	64
(3) 遺骨の保管状況.....	72

第 1 調査の目的等

1 目的

本調査は、市町村及び特別区（以下「市区町村」という。）が行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号。以下「行旅法」という。）又は墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「墓埋法」という。）に基づき埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）を行う案件や、保護の実施機関^{（注）}が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づき葬祭扶助を行う案件について、市区町村及び保護の実施機関（以下「市区町村等」という。）における遺留金、遺留物品及び遺骨（以下「遺留金等」という。）の処理や保管の実態、支障例・工夫例等を把握し、市区町村等の負担軽減に向けた課題等を整理することを目的として実施するものである。

（注） 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長を保護の実施機関という。生活保護法第 19 条第 1 項において、保護の実施機関は、同法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされている。

2 対象機関

調査対象機関 厚生労働省、法務省、金融庁、農林水産省
関連調査等対象機関 都道府県、市区町村、関係団体等

3 担当部局

行政評価局
管区行政評価局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）
四国行政評価支局
行政評価事務所（神奈川、兵庫）

4 調査実施時期

令和 3 年 12 月～5 年 3 月

（管区行政評価局等による調査は、令和 3 年 12 月～4 年 3 月）

ただし、管区行政評価局等による調査（以下「実地調査」という。）に先駆け、令和 3 年 11 月から当該調査における関連調査等対象機関の選定資料や基礎資料として活用することを目的として、全ての市区町村等に対し、各市区町村等の基礎的な情報の収集を行う「遺留金等に関する実態調査」に係る基礎調査（以下「基礎調査」という。）を実施した。

第 2 調査結果

1 本調査の対象範囲

一人暮らしの高齢者などの死亡に際して、死亡人の埋火葬を行う者がいない又は判明しないときは、行旅法又は墓埋法に基づき、死亡地の市区町村（長）が埋火葬を行い、その費用については、まずは、死亡人の遺留金品を充てるなどし、不足するときは当該市区町村が一時繰替支弁することになっている。

また、葬祭を行う扶養義務者等が困窮している場合や第三者が被保護者等の葬祭を行う場合には、生活保護法に基づき、保護の実施機関が葬祭扶助を行うことになっている。

市区町村等が埋火葬や葬祭扶助を行う案件が増える中、増加傾向にある死亡人の遺留金等の処理や保管については、市区町村等から課題等が示されている。当省が令和 2 年 3 月に公表した「遺品整理のサービスをめぐる現状に関する調査」でも、市区町村がこれらの死亡人の埋火葬後に残った遺留金等の処理や保管に苦慮していることを把握している。

また、一部の地方公共団体は、地方分権改革に関する提案募集に対し、遺留金等に関する事務について提案を行った。この提案を受けて、「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定。以下「令和 2 年対応方針」という。）に、以下の方針が盛り込まれた。

- ・ 「市町村（特別区を含む。（中略））が保管する遺留金銭等の取扱いについては、（中略）市町村が、相続財産管理制度（民法 952 条）又は弁済供託制度（民法 494 条）を活用して遺留金銭等を処理するための必要な手続等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和 2 年度中に通知する。」
- ・ 「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律 9 条 2 項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法 11 条から 15 条）については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和 2 年度中に通知する。」
- ・ 「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律 9 条 2 項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法 11 条から 15 条）については、地方公共団体が円滑に執行することができるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和 2 年度中に通知する。」

この方針を踏まえ、厚生労働省は、令和 2 年 12 月、生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）を改正し、保護費（葬祭扶助）に充てた後に残った遺留金品の処理に当たり弁済供託制度の活用を可能とした。

また、厚生労働省及び法務省は、令和 3 年 3 月、地方公共団体における遺留金等の取扱事務の円滑化に資する観点から、身寄りのない人が亡くなった場合の対応、預貯金も遺留金銭に含まれることの明確化、相続財産管理制度（民法（令和 3 年法律第 24 号による改正前の民法）第 951 条から第 959 条に基づくものをいう。以下同じ。）・弁済供託制度の活用の流れ等をまとめた「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」（以下「手引」という。）を策定し、都道府県及び市区町村に周知した（令和 3 年 3 月 31 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課、社会・援護局保護課事務連絡）。

こうした状況を踏まえ、本調査では、以下(1)から(3)までのとおり、行旅法、墓埋法及び生活保護法の 3 法律に基づいて、市区町村等が対応している死亡人（以下「引取者のない死亡人」という。）の遺留金等の処理や保管の実態を中心に把握することとした。各法律における制度の概要は以下のとおりである。

(1) 行旅法

行旅法第 1 条第 1 項において、行旅死亡人とは行旅中に死亡し引取者のない者とされ、同条第 2 項において、住所、居所又は氏名が分からず、かつ引取者がいない死亡人については、行旅死亡人とみなすこととされており、行旅法第 7 条において、行旅死亡人は、死亡地の市区町村が遺体の埋火葬等を行わなければならないこととされている。

(2) 墓埋法

墓埋法第 9 条第 1 項において、遺体の埋火葬を行う者がいないとき、又は判明しないときは、死亡地の市区町村長が、これを行わなければならないこととされている。

ただし、身元不明の場合は、行旅法に基づいて行旅死亡人とみなすことから、墓埋法により埋火葬される死亡人（以下「墓埋法適用死亡人」という。）とは、身元が判明しているものの埋火葬を行う者がいない又は判明しない死亡人で、他の法律の適用がない場合である。

(3) 生活保護法

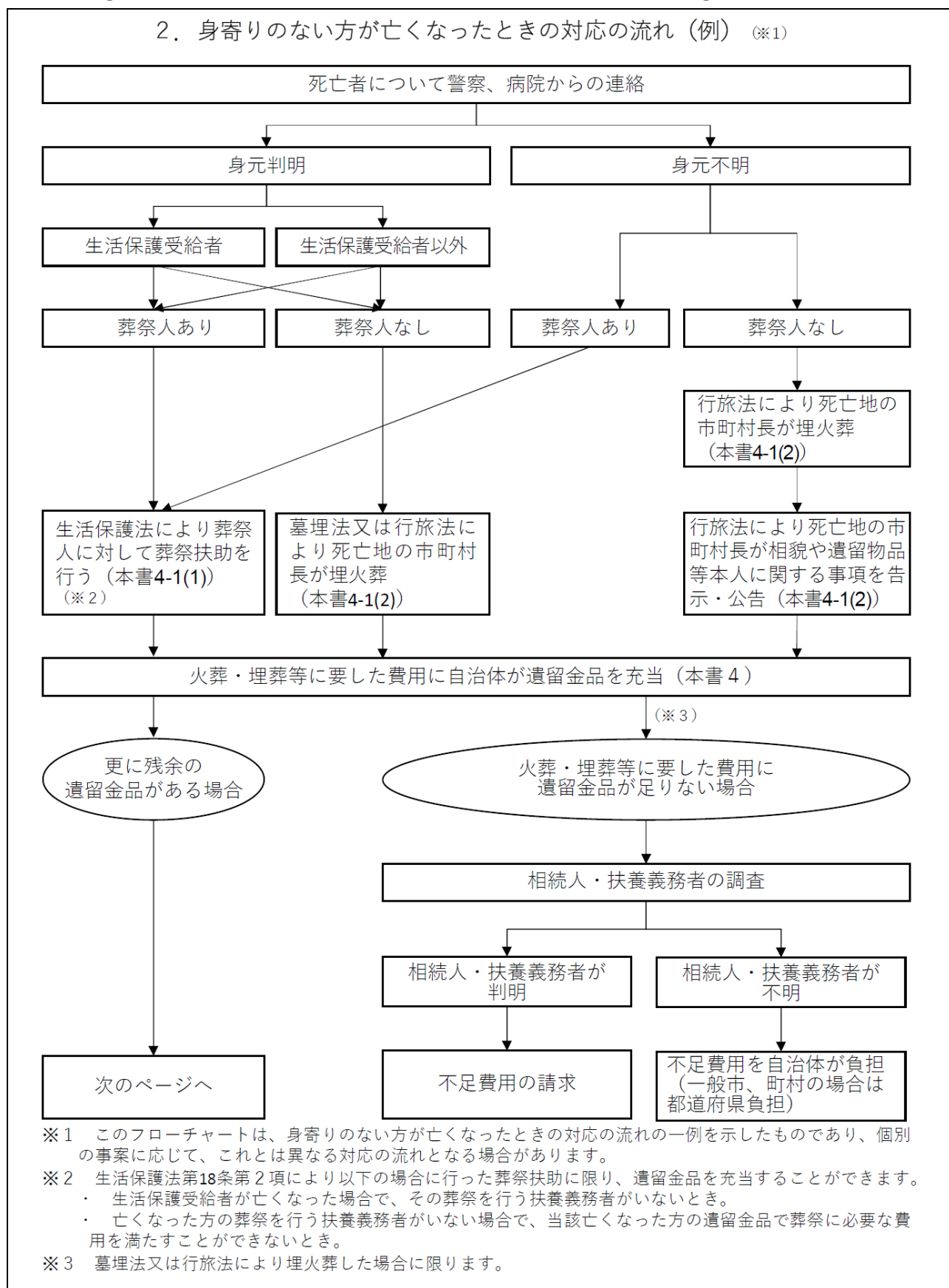
生活保護法第 18 条第 1 項において、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、葬祭扶助が行われることとされ、同条第 2 項において、①被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいない場合（第 1 号）、②死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その遺留金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできない場合（第 2 号）に、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、葬祭扶助を行うことができることとされている。

このうち、第 18 条第 2 項各号については、葬祭を行うのは扶養義務者以外の第三者であり、遺体や遺留金品は引き取らないものと考えられ、本調査における引取者のない死亡人に該当する。他方、第 18 条第 1 項に基づく葬祭扶助は、葬祭を行う扶養義務者自身が困窮している場合に行うものであり、遺体や遺留金品は、葬祭を行う扶養義務者が引き取ると考えられることから、本調査における引取者のない死亡人には該当しない。

(4) 引取者のない死亡人が発生した場合の対応

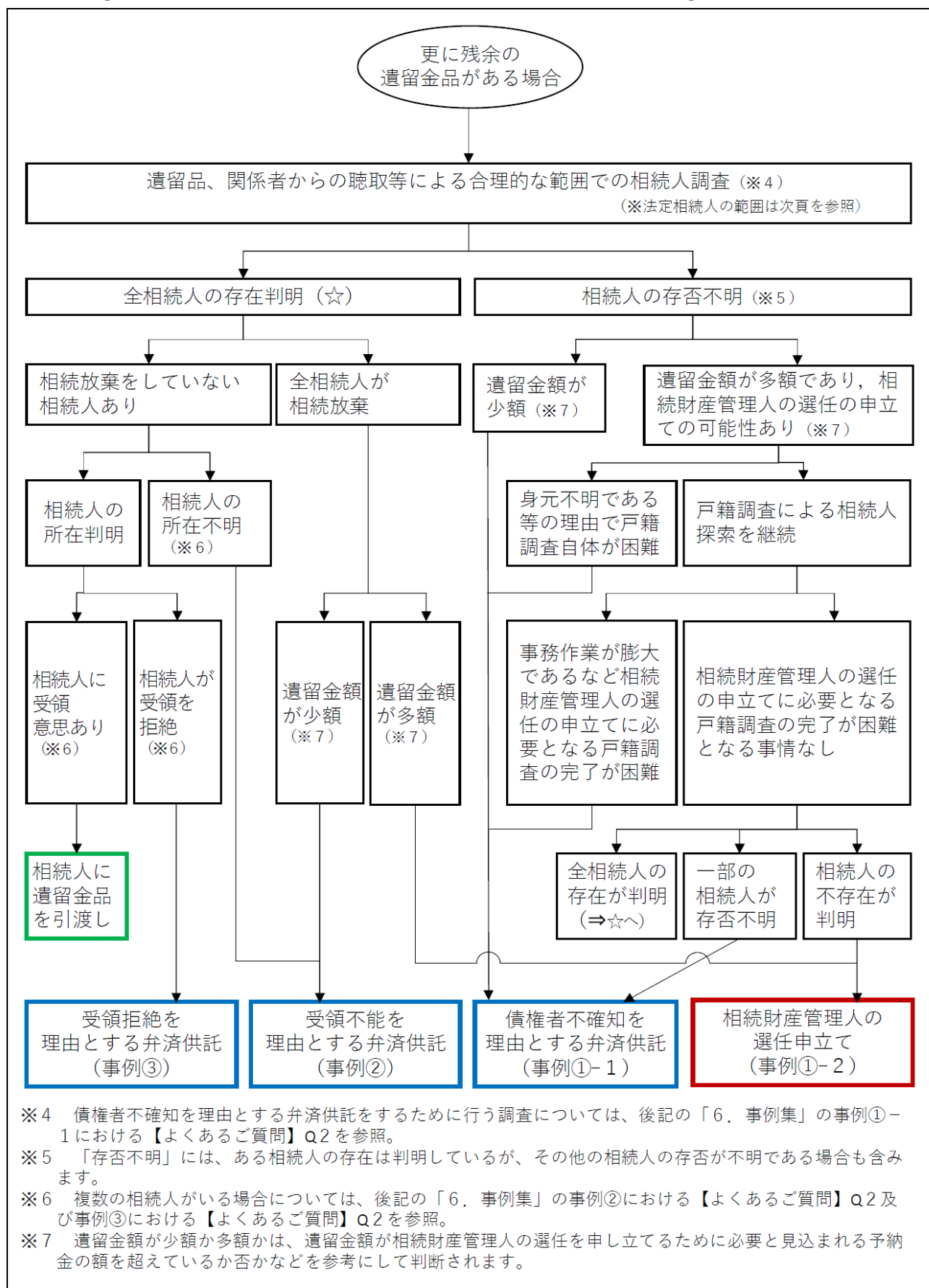
手引において、図 1-(4)-①及び図 1-(4)-②のとおり、「身寄りのない方が亡くなったときの対応の流れ（例）」が示されている。

図 1-(4)-① 「身寄りのない方が亡くなったときの対応の流れ（例）」①



（注） 手引から抜粋した。

図 1-(4)-② 「身寄りのない方が亡くなったときの対応の流れ（例）」②



(注) 手引から抜粋した。

2 調査手法

(1) 基礎調査

本調査を実施するに当たり、全国の引取者のない死亡人の発生状況、遺留金等の保管状況等を明らかにする既存の情報がなかった。そのため、遺留金等の発生事例の有無、その保管状況や処理状況等を把握し、個別の地方公共団体に対する調査を実施する上での基礎資料を得ることを目的として、令和3年11月から基礎調査を実施した。

行旅法、墓埋法及び生活保護法並びにこれらの法律に区別できないものとして区別不能の4種類の調査票を用いて、47都道府県及び1,741市区町村（指定都市20、中核市62、指定都市及び中核市以外の市区町村（以下「一般市区町村」という。）1,659（市710、特別区23、町743、村183））に依頼し、以下の表2-(1)のとおり回答を得た。

表 2-(1) 基礎調査への回答状況

調査対象機関の種類	母数	法律等別の回答数			
		行旅法	墓埋法	生活保護法	区別不能
市区町村	1,741	1,078	1,068	691	271
指定都市	20	17	17	18	4
中核市	62	61	58	61	15
一般市区町村	1,659	1,000	993	612	252
都道府県	47			37	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 都道府県に対しては、福祉事務所による生活保護法に基づく葬祭扶助の実施状況のみ調査した。

(2) 実地調査

基礎調査の回答を踏まえ、引取者のない死亡人の遺留金を処理、保管等した実績のある71市区町村（指定都市12、中核市18、一般市区町村41）を選定した。

また、後記4(4)の「都道府県から一般市区町村への葬祭費用の不足分に係る弁償の実施状況」を調査するため、選定した市区町村の所在する都道府県から、15都道府県を選定した。

さらに、後記4(2)の「葬祭費用に充当するための預貯金の引き出しの実施状況」に関連し、選定した市区町村が預貯金の引き出しを断られた金融機関から、10機関を選定した。

なお、選定した市区町村において、担当部局が新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応等で多忙となった場合や、3法律のうち一部の法律の事例がない場合などは、調査事項を限定して実地調査を行ったため、調査事項によって調査対象市区町村数が異なる。

また、後記6(3)の「遺骨の保管状況」については、基礎調査の結果に基づき、別途個別に照会するなどして調査を実施した。

3 引取者のない死亡人の発生状況等

(1) 引取者のない死亡人の発生状況

ア 基礎調査結果

基礎調査の対象とした 1,741 市区町村のうち、平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 10 月末日まで（以下「基礎調査対象期間」という。）における引取者のない死亡人の発生状況に関する回答を得られたのは、行旅法 1,078 市区町村、墓埋法 1,068 市区町村、生活保護法 691 市区町村であり、引取者のない死亡人の発生件数は、3 法合計で 10 万 5,773 件となっている。

(7) 行旅法

回答を得られた 1,078 市区町村のうち、424 市区町村が行旅死亡人の発生事例ありと回答し、基礎調査対象期間における行旅死亡人の発生件数の合計は 2,852 件となっている。

(4) 墓埋法

回答を得られた 1,068 市区町村のうち、497 市区町村が墓埋法適用死亡人の発生事例ありと回答し、基礎調査対象期間における墓埋法適用死亡人の発生件数の合計は 1 万 154 件となっている。

(ウ) 生活保護法

回答を得られた 691 市区町村のうち、439 市区町村が生活保護法適用死亡人の発生事例ありと回答し、基礎調査対象期間における生活保護法適用死亡人の発生件数の合計は 9 万 2,767 件となっている。

ただし、市区町村によっては、根拠条文ごとの区別をせずに葬祭扶助実施件数を計上している場合があったため、生活保護法第 18 条第 1 項が適用される死亡人の数も含んでいる。

表 3-(1)-① 引取者のない死亡人の発生状況

法律	あり (市区町村数)	総件数				なし・不明 (市区町村数)	回答計 (市区町村数)
			遺留金 あり (件数)	遺留金 なし (件数)	有無 不明 (件数)		
行旅法	424	2,852	1,286	1,548	18	654	1,078
墓埋法	497	10,154	6,710	3,421	23	571	1,068
生活保護法	439	92,767	40,483	50,455	1,829	252	691
合計		105,773	48,479	55,424	1,870		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 生活保護法適用死亡人については 1 市区町村のみ、基礎調査対象期間の死亡人の発生状況を「不明・未把握」と回答した。

イ 実地調査結果

(7) 行旅法

行旅死亡人の発生件数の経年傾向について調査した 49 市区町村のうち、横ばい傾向としたものが最も多い 23 市区町村であった。

横ばい傾向とした市区町村は、その理由として、発生件数が少なく経年変化が現れにくいこと等を挙げている。

増加傾向とした市区町村は、その理由として、親族等との関係の希薄化や高齢者人口の増加等を挙げている。

減少傾向とした市区町村は、その理由として、警察の死亡人鑑定技術の向上等を挙げている。

(イ) 墓埋法

墓埋法適用死亡人の発生件数の経年傾向について調査した 57 市区町村のうち、増加傾向としたものが最も多い 31 市区町村であった。

増加傾向とした市区町村は、その理由として、親族等との関係の希薄化や単身高齢者の増加等を挙げている。

横ばい傾向とした市区町村は、その理由として、身寄りのない高齢者の親族関係や生活状況等が、例年同じような傾向であることや、相続人が不存在の案件は一定数あるものの、増減している状況ではないこと等を挙げている。

減少傾向とした市区町村は、その理由として、親族の引取りがあったことを挙げている。

(ウ) 生活保護法

生活保護法適用死亡人の発生件数の経年傾向について調査した 50 市区町村のうち、横ばい傾向としたものが最も多い 24 市区町村であった。

横ばい傾向とした市区町村は、その理由として、保護世帯数が減少している中で高齢者世帯数が増加していることや、被保護者世帯の類型等に大きな変動がないこと等を挙げている。

増加傾向とした市区町村は、その理由として、生活保護を受給する高齢者世帯の増加や引取りを拒否する親族の増加等を挙げている。

減少傾向とした市区町村は、その理由として、扶養義務者に少しでも葬祭に関わりたいとの意思があれば、原則葬祭扶助を行わないことや、親族へ交渉し、親族が葬祭を執行する事例が増加したことを挙げている。

表 3-(1)-② 引取者のない死亡人の発生件数の経年傾向

	増加傾向	横ばい傾向	減少傾向	不明・事例なし	合計
行旅法	7	23	3	16	49
墓埋法	31	15	1	10	57
生活保護法	18	24	3	5	50

(注) 1 当省の調査結果による。

2 数値は市区町村数である。

(2) 引取者のない死亡人に係る市区町村の業務実施体制

(実地調査結果)

ア 行旅法

行旅死亡人に係る市区町村の業務実施体制を調査した 56 市区町村において、行旅死亡人に係る業務のみ担当する職員を配置している市区町村はみられなかった。

行旅死亡人に係る業務を他の業務と兼務で担当する職員数は、1 人である市区町村が最も多くなっている。

業務の負担について、同時期に複数の事例が発生した場合は、火葬等の手続に時間がかかるため、他の担当業務が停滞することが多い等の意見がみられた。

イ 墓埋法

墓埋法適用死亡人に係る市区町村の業務実施体制を調査した 61 市区町村において、墓埋法適用死亡人に係る業務のみ担当する職員を配置している市区町村はみられなかった。

墓埋法適用死亡人に係る業務を他の業務と兼務で担当する職員数は、1 人である市区町村が最も多くなっている。

業務の負担について、死亡人発生後 1 週間程度は、戸籍の公用請求や親族関係図作成に 1 日 2 時間程度要するため、負担となっている等の意見がみられた。

ウ 生活保護法

生活保護法適用死亡人に係る市区町村の業務実施体制を調査した 59 市区町村において、生活保護法適用死亡人に係る業務のみ担当する職員を配置しているものが 1 市区町村みられた。当該市区町村においては、1 人の再雇用職員が、葬祭扶助に係る業務にのみ対応している。

生活保護法適用死亡人に係る業務を他の業務と兼務で担当する職員数は、1 人であるところから 100 人を超えるところまであり、市区町村によって区々である。

また、ケースワーカーが案件を担当するとしている市区町村が多いため、行旅死亡人や墓埋法適用死亡人の案件を担当する職員数よりも大幅に人数が多くなっている。

業務の負担について、複雑な相続関係を調査することや相続人とのやり取りに負担を感じる等の意見がみられた。

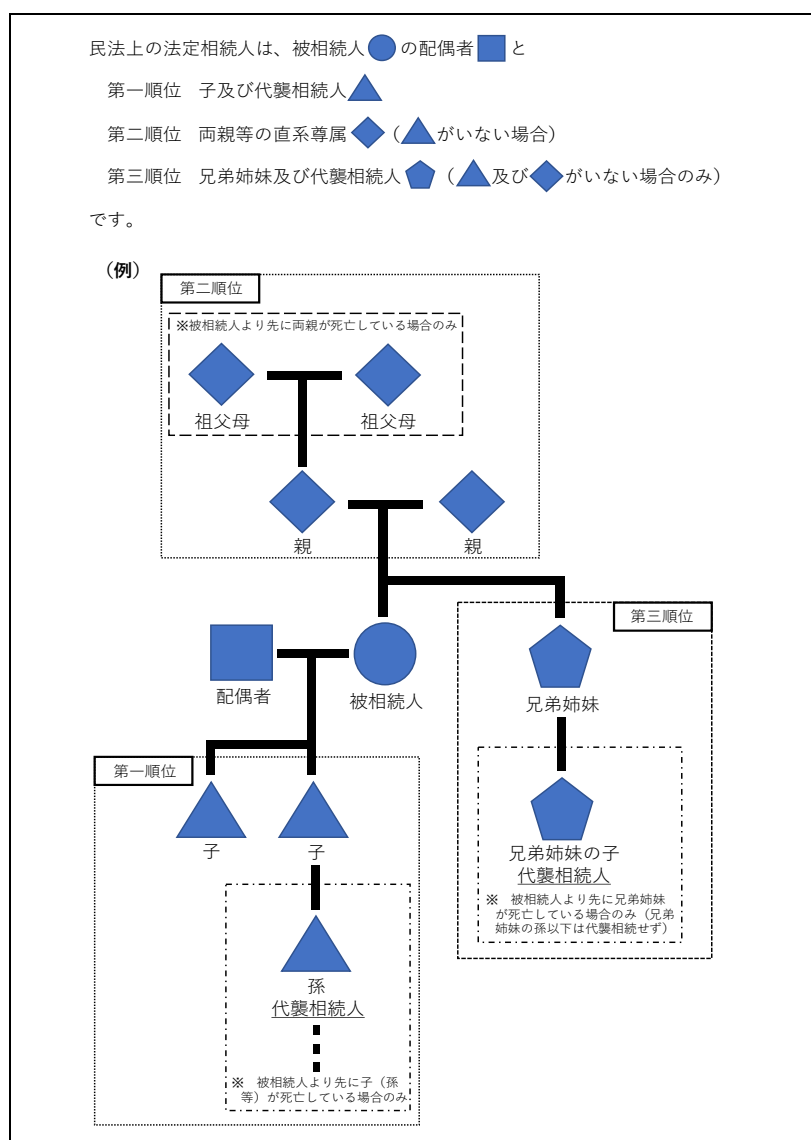
(3) 相続人等調査の実施状況

ア 制度の概要

市区町村等が実施する相続人や扶養義務者といった遺族に関する調査（以下「相続人等調査」という。）について、必要な調査範囲や調査方法を定めた法令はない。手引においては、「亡くなった方の遺留金及び相続人等に係る必要な調査範囲については、戸籍調査によって全ての相続人等を把握するまでに相当の期間を要する場合があること、仮に相続人等が判明しても、連絡が取れない場合や受取を拒否される場合もあることなどに留意して、各自治体において判断いただくこととなります。」とされている。

なお、相続人の範囲は、図 3-(3)-①のとおり、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 887 条、第 889 条及び第 890 条において、配偶者、第一順位の死亡人の子（直系卑属の代襲あり）、第二順位の直系卑属及び第三順位の兄弟姉妹（おい・めいの代襲あり）（以下「法定相続人」という。）とされている。

図 3-(3)-① 法定相続人の範囲



(注) 手引に基づき、当省が作成した。

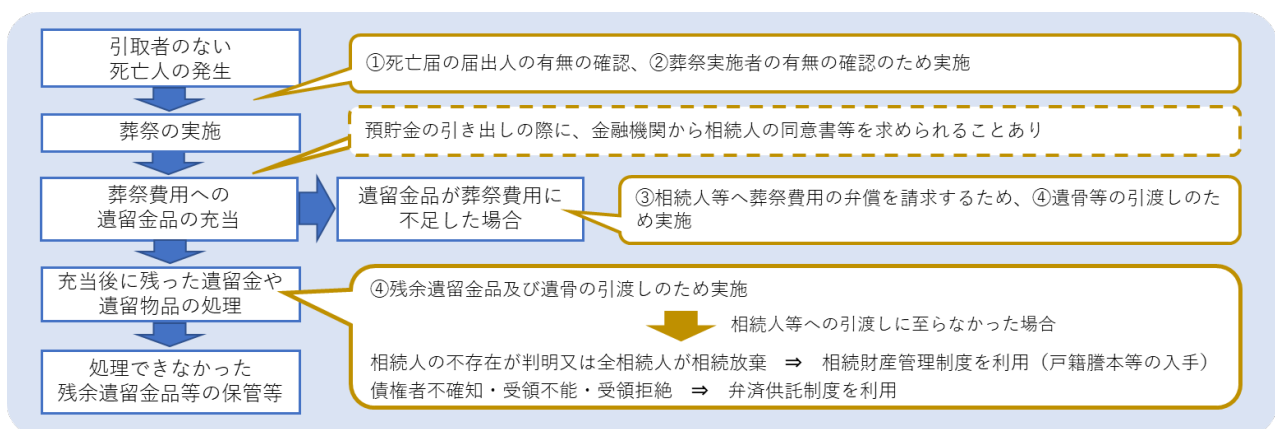
また、扶養義務者の範囲について、直系血族及び兄弟姉妹は、民法第 877 条第 1 項に基づき、互いに扶養義務を負っているほか、家庭裁判所は、同条第 2 項に基づき、特別の事情があるときは、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができるとされている。

イ 実地調査結果

市区町村等は、戸籍の確認、関係者からの聴取、遺留物品の確認等によって相続人等調査を実施している。図 3-(3)-②のとおり、その目的及び調査の範囲は様々だが、例えば、①引取者のない死亡人が発生した際に、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 87 条に規定される死亡届の届出人の有無を確認するために、同届の届出人となり得る者^(注)を対象範囲として行うもの、②引取者のない死亡人が発生した際に、葬祭実施者の有無を確認するために、法定相続人を対象範囲として行うもの、③葬祭費用への遺留金品充当後、遺留金品が葬祭費用に不足した場合、葬祭費用の弁償を請求するために、相続人及び扶養義務者を対象範囲として行うもの、④葬祭費用への遺留金品の充当後、残った遺留金品及び遺骨の引渡しのために、相続人及び扶養義務者を対象範囲として行うものなどがみられた。

(注) 戸籍法第 87 条第 1 項において、同居の親族、その他の同居者、家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人は、死亡の届出をしなければならないこととされているほか、同条第 2 項において、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者も、これを行うことができるとされている。

図 3-(3)-② 相続人等調査の例



(注) 当省の調査結果による。

調査対象市区町村に対し、相続人等調査の実施状況について調査した結果、以下のとおり、適用される法律によって、調査の範囲、実施時期又は方法が異なっている状況がみられた。

(7) 行旅法

行旅死亡人については、市区町村が警察又は病院から遺体を引き取ることが多く、警察等の調査において身元不明とされた場合に、市区町村が独自に身元調査を行うことはほとんどない。身元不明であることから、市区町村において相続人等調査を行っている事例はみられなかった。

(イ) 墓埋法

墓埋法適用死亡人の相続人等調査の範囲について調査した 39 市区町村のうち、法定相続人を範囲として実施しているものが 31 市区町村みられた。一方、法定相続人以外の親族を調査しているものとして、①扶養義務者に当たる三親等内の親族を調査している、②都道府県に対し、葬祭費用の弁償請求に関する事前相談を行った際に、都道府県から助言を受けたため、死亡人の配偶者の兄弟や死亡人の兄弟の配偶者を含む二親等内の親族を調査している、③市区町村の方針により、遺留金品が葬祭費用に不足した場合は、弁償されるまで、全ての相続人を調査することとしていると回答した市区町村もみられた。

また、相続人等調査の開始時期について調査した 40 市区町村のうち、25 市区町村は、葬祭前に調査を開始することとしており、15 市区町村は、遺体の引取りから葬祭まで時間が限られていることなどを理由として、葬祭後に相続人等調査を開始することとしている。

さらに、調査方法については、戸籍調査や警察、病院、親族等への聴取を実施している。

(ウ) 生活保護法

生活保護法における被保護者が死亡した場合の相続人等調査については、生前の生活保護開始決定時に、同法第 28 条第 2 項に基づいて、扶養義務者の調査が行われることが多く、葬祭実施者や相続人の有無については、当該調査結果から把握している状況がみられた。

他方、被保護者以外の死亡人については、上記(イ)墓埋法と同様の方法で相続人等調査を行うとする状況がみられた。

(エ) 相続人等調査において苦慮している例

調査対象市区町村に対し、相続人等調査を実施する上で苦慮している点について調査したところ、①死亡人と関わりたくないという遺族・親族が多く、死亡届が出ていない場合、墓埋法適用死亡人の戸籍謄本等の交付の請求を断られること（1 市区町村）、②相続人に文書により連絡しても返事がないこと（15 市区町村）、③相続人が多い場合や、本籍地の移転を繰り返している場合などは、戸籍の取り寄せに時間がかかること（16 市区町村）などの事例がみられた。

(オ) 相続人等調査についての意見・要望

相続人等調査について、国に対する意見・要望を調査した結果、調査対象市区町村の担当者から、

- ① 市区町村の職権で死亡届が提出できるようにしてほしい。
- ② 墓埋法適用死亡人について、他市区町村に戸籍謄本等の交付を請求する際、公用請求を適用していいものかどうか法的根拠を明確にしてほしい。
- ③ 葬祭扶助を実施する死亡人が生活保護受給者でない場合、戸籍謄本等の交付を請求できる法的根拠がなく苦慮しているため、法的根拠を明確にしてほしい。

との意見・要望がみられた。

このうち上記①について、法務省に確認したところ、「死亡届の届出義務者がいない場合又は届出義務者からの届出を期待することができない場合においては、福祉事務所の長及びこれに準ずる者からの職権記載を促す申出であって、届出事件本人と死亡者との同一性に疑義がないものについては、あらかじめ戸籍法第 44 条第 3 項及び第 24 条第 2 項に規定する管轄法務局又は地方法務局の長の許可を包括的に与えることとし、市区町村長限りで死亡事項の職権記載をして差し支えない取扱いとしている（平成 25 年 3 月 21 日付け法務省民一第 285 号法務省民事局民事第一課長通知）。同通知に基づく職権による死亡事項の戸籍への記載は、死亡の事実に関するものであり、死亡届が提出された場合と同様に、戸籍に死亡事項が記載される。」とのことであった。

しかしながら、この通知は、法務局及び地方法務局を経て、市区町村の戸籍の担当部局に対して周知されていると考えられ、必ずしも引取者のない死亡人に係る業務の担当職員が承知していない可能性があることから、法務省は、死亡届の届出義務者がいない場合又は届出義務者からの届出を期待することができない場合においては、市区町村における死亡事項の職権記載が可能であることを、手引に記載するなどして市区町村等に周知する必要があると考えられる。

また、上記②及び③について、他市区町村への戸籍謄本等の公用請求の法的根拠があるのか厚生労働省及び法務省に確認したところ、以下のとおりであった。

- ・ 戸籍法第 10 条の 2 第 2 項では、「法令の定める事務を遂行するために必要がある場合に、国又は地方公共団体は戸籍謄本等の交付を請求できるとされている。（法務省）
- ・ 行旅法第 11 条及び第 14 条の規定は、戸籍法第 10 条の 2 第 2 項の「法令の定める事務を遂行するために必要がある場合」に該当する。墓埋法第 9 条第 2 項により行旅法第 11 条及び第 14 条を準用するため、墓埋法適用死亡人について、戸籍謄本等の公用請求が可能であると考えられる。（厚生労働省）
- ・ 葬祭扶助を適用する死亡人の戸籍を公用請求する法的根拠は、生活保護法第 18 条第 2 項第 1 号を適用する場合（被保護者が死亡した場合）には、同法第 29 条である。生活保護法第 18 条第 2 項第 2 号を適用する場合（被保護者でない者が死亡した場合）は、同法第 29 条は適用されず、第 18 条第 2 項第 2 号の規定が、戸籍法第 10 条の 2 第 2 項の「法令の定める事務を遂行するために必要がある場合」に該当する。（厚生労働省）

したがって、上記②及び③の要望については、現行制度で対応可能であることを市区町村等に周知する必要があると考えられる。

さらに、上記①から③までの要望のほか、④遺体の引取りから葬祭実施までの期間は数日と限られていることから、死亡人が亡くなる前でも戸籍謄本等の交付の請求がスムーズに実施できるよう法的根拠を定めてほしい、⑤本籍地ごとに戸籍が管理されているために、相続人等の本籍地が複数にまたがっていた場合は複数の市区町村に戸籍の請求をしなければならない案件があることから、一括して照会できる窓口を整備してほしい、⑥戸籍調査に手数と時間がかかるため、住民基本台帳のシステムやマイナンバー等の活用により負担を軽減してほしい、などの意見・要望がみられたことから、将来的な検討課題とすることが

望まれる。

【所見】

したがって、厚生労働省及び法務省は、市区町村等による相続人等調査の負担を軽減する観点から、以下の事項を手引等により市区町村等に対し明確に示す必要がある。

- ① 死亡届の届出義務者がいない場合又は届出義務者からの届出を期待することができない場合における市区町村長による死亡事項の職権記載が可能であること。
- ② 引取者のない死亡人が発生した際に市区町村等が相続人等調査を実施する場合の戸籍の公用請求の法的根拠

4 葬祭費用への費用充当

(1) 葬祭費用の範囲、遺留金の充当

ア 制度の概要

行旅死亡人については、行旅法第7条第1項において、行旅死亡人の状況や相貌、遺留金品、その他本人の認識に必要な事項を記録した後、遺体の所在地の市区町村が埋火葬を行うこととされている。その際に要した行旅死亡人取扱費用については、行旅法第11条において、まず行旅死亡人の遺留金銭及び有価証券をもって充当することとされている。

また、行旅法第13条第1項において、第9条に定める公告を行った後60日経過しても相続人や扶養義務者から行旅死亡人取扱費用の弁償を得られない場合には、行旅死亡人の遺留物品を売却し、これを行旅死亡人取扱費用に充当できるとされている。このように、行旅法第11条及び第13条第1項によって、遺留金品を行旅死亡人取扱費用に充当できる旨は明示されている一方で、行旅死亡人取扱費用の範囲を定めた法令の規定はない。

厚生労働省は、「行旅病人の救護等の事務の団体事務化について」（昭和62年2月12日付け社保第14号厚生省社会局長通知。以下「昭和62年通知」という。）^(注)において、行旅死亡人取扱費用及び行旅病人の救護費用のうち、都道府県が弁償しなければならない（後記4(4)参照）費用の範囲について、以下の表4-(1)-①のとおり明示している。

(注) 昭和62年通知において、①行旅死亡人の認識に必要な事項の記録（行旅法第7条関係）、②行旅死亡人の埋火葬（行旅法第7条関係）、③行旅死亡人の認識に必要な事項の公署の掲示場での告示及び官報又は新聞紙への公告（行旅法第9条関係）、④行旅死亡人の遺留金品の保管及び引渡し（行旅法第12条、第14条関係）等についての事務が団体事務化されたことを通知した。

表4-(1)-① 昭和62年通知（抜粋）

別紙
Ⅱ 都道府県が処理しなければならない事務について
市町村が被救護者の救護に要した費用及び行旅死亡人の取扱いに要した費用のうち、行旅病人及行旅死亡人取扱法第五条及び第十三条並びに行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件(明治三十二年勅令第二百七十七号)の規定に基づき、都道府県が弁償しなければならない費用の範囲は、次のとおりとするものとする。
1 医師診察料、手術料、入院料、往診料及び診断書料
2 薬価及び療養に関する必要品費
3 食料
4 看護料及び番人費
5 被服及び寝具料
6 行旅病人又は行旅死亡人のために特に要する薪炭油費
7 借家料及び小屋掛料
8 護送及び運搬に関する諸費
9 死体検案料及び検案書料
10 仮土葬及び火葬に関する諸費並びに墓標費

1 1 公告料

(注) 前記以外の費用の種目、限度額その他費用弁償に必要な事項は、各都道府県において独自に定めること。

墓埋法適用死亡人については、墓埋法第 9 条第 2 項において、同条第 1 項に基づく埋火葬の費用に関しては、行旅法の規定を準用するとされているが、前記のとおり行旅法の規定に死亡人の取扱費用の範囲は定められておらず、具体的な範囲は規定されていない状況である。

なお、生活保護法適用死亡人については、生活保護法第 18 条第 2 項に基づく葬祭扶助を行う事項を、同条第 1 項に掲げる①検案、②死体の運搬、③火葬又は埋葬、④納骨その他葬祭のために必要なものと定めている。

生活保護法第 76 条第 1 項において、第 18 条第 2 項の規定により葬祭扶助を行う場合、保護の実施機関は、死亡人の遺留金銭・有価証券を保護費に充当し、不足するときは、遺留物品を売却して、その代金を充当することが可能であるとされている。

葬祭扶助の基準額は、生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）により定められており、1 級地又は 2 級地の大人で 21 万 2,000 円以内、3 級地の大人で 18 万 5,500 円以内（令和 4 年 4 月 1 日時点）とされている。

イ 実地調査結果

(7) 行旅法

行旅死亡人取扱費用の範囲を規定しているのか、規定している場合には、その内容はどのようなになっているのかについて 60 市区町村を調査したところ、独自の規程により、行旅死亡人取扱費用の範囲を定めているとしたものが 11 市区町村みられた。

また、15 都道府県に対して同様の調査を行ったところ、その全てが独自の規程により、行旅死亡人取扱費用の範囲を定めていた。

市区町村が定めた規程において、都道府県が定めた規程を準用することとしているもの及び費用の範囲については都道府県の規程を参考に支出しているものも 26 市区町村みられた。

これらの都道府県及び市区町村における行旅死亡人取扱費用の範囲については、昭和 62 年通知に列挙されている種目のうち、死体検案料・死亡診断料、死体運搬費、火葬料、埋葬料、墓標費及び公告料は、都道府県及び市区町村が定めた行旅死亡人に関する規程に明記しているものが多数みられた。具体的な都道府県及び市区町村数は、以下の表 4-(1)-②のとおりである。

表 4-(1)-② 行旅死亡人取扱費用の範囲の規定状況

費用種目名	市区町村		独自規程で当該種目を規定している都道府県数
	独自規程で当該種目を規定している市区町村数	都道府県規程を準用等している市区町村数	
回答のあった 都道府県・市区町村数	11	26	15
死体検案料（死亡診断料）	10	26	15
死体運搬費	9	26	15
火葬料（火葬場使用料）	8	25	15
埋葬料	5	25	15
番人費	2	21	9
薪炭油費	1	16	7
墓標費	8	25	15
公告料	11	26	15

(注) 1 当省の調査結果による。

2 費用種目名は、昭和 62 年通知に列挙されている費用種目に準じた。

このほか、市区町村が定めた行旅死亡人に関する規程において、生活保護法第 18 条第 1 項の葬祭扶助の範囲に準ずるとしているもの及び規程はないが葬祭扶助の範囲に準ずる取扱いとしているものが、14 市区町村みられた。

また、市区町村において行旅死亡人に関する独自の規程は定めているものの、行旅死亡人取扱費用の範囲についての規定はないものが 3 市区町村みられた。これらの市区町村の中には、費用の範囲について、埋火葬を行った葬儀会社から葬祭費用として請求された種目としているもの（1 市区町村）などがみられた。

一方、調査した 60 市区町村のうち、独自の規程を定めず、都道府県が定めた規程も準用等していないものが 6 市区町村みられた。これらの市区町村については、昭和 62 年通知を準用しているものや、埋火葬を委託した事業者との、業務委託に係る仕様書内に記載の費用種目を支弁しているもの等がみられた。

(イ) 墓埋法

墓埋法適用死亡人の取扱費用については、調査した 14 都道府県及び 62 市区町村のうち、都道府県が定めた行旅死亡人に関する規程を準用しているものが、8 都道府県及び 14 市区町村みられた。

また、市区町村が定めた行旅死亡人に関する規程を準用しているものが、21 市区町村みられた。

一方、独自に墓埋法適用死亡人に関する規程を定めているものが、5 都道府県及び 2 市区町村みられた。

その他の取扱いをしているものが 1 都道府県及び 25 市区町村みられたが、これらにおい

ては、葬祭扶助の支給の範囲で充当しているものや、葬儀会社から葬祭費用として請求された全ての費用種目に充当しているもの、昭和 62 年通知を準用しているもの等がみられた。

(ウ) 遺留金の充当に係る独自の費用範囲

行旅死亡人及び墓埋法適用死亡人については、昭和 62 年通知に列挙された行旅死亡人取扱費用の種目や、生活保護法第 18 条第 1 項の葬祭扶助の範囲に定められた種目以外に、独自に遺留金を充当する種目があるものが、3 都道府県及び 10 市区町村みられた。

独自に遺留金を充当する種目としては、遺骨保管料、白装束代、風呂敷代、仏衣代、死体写真料、遺骨送付料等がみられた。また、1 市区町村は条例を制定し、相続人等の所在に関する調査に要した費用に、遺留金を充当すると定めている。さらに、同条例施行規則において、調査費用は、①戸籍謄本の交付を受けるのに要した費用、②通信費、③相続財産管理人の選任に要した費用、④相続人等の所在に関する調査に要する人件費、⑤その他これに類するものの費用を、合計して算定すると定めている。

相続人等調査又は遺留金品の処理に当たって発生した通信費や人件費等の事務経費に、遺留金を充当することについて、充当が可能となることに肯定的であった市区町村は、回答を得た 66 市区町村のうち 13 市区町村みられた。

充当が可能となることに否定的である理由として、各事例に係る通信費や調査に関する人件費等の経費を他の業務の経費と切り分けることが困難であり、経費を算出することが煩雑な作業となるためなど、充当に当たって新たな事務負担が発生することを懸念するものがみられた。

(2) 葬祭費用に充当するための預貯金の引き出しの実施状況

ア 制度の概要

葬祭費用の充当については、行旅法第 11 条において、行旅死亡人取扱費用は、まずその遺留金銭及び有価証券を充当することとされ、生活保護法第 76 条第 1 項において、葬祭扶助を行う場合、保護の実施機関は、生活保護法適用死亡人の遺留金銭及び有価証券を保護費に充当することが規定されているが、引取者のない死亡人の預貯金の取扱いについては明示されていない。

地方公共団体等からの地方分権改革に関する提案において、引取者のない死亡人の預貯金を葬祭費用に充当する制度の整備を求められたことを受け、令和 2 年対応方針において、「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律 9 条 2 項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法 11 条から 15 条）については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和 2 年度中に通知する。」とされた。

これを踏まえ、手引においては、以下の表 4-(2)-①のとおり記載されている。

表 4-(2)-① 手引（抜粋）

4. 火葬・葬祭等費用の取扱い
4-1 火葬・葬祭等費用の取扱いの流れ
(1) 火葬等の実施者がいる場合（ <u>生活保護法の葬祭扶助が適用される場合</u> ）
(略)
○ 生活保護法第 18 条第 2 項に基づき、葬祭扶助費を支給したときは、亡くなった方の遺留の金銭や有価証券（以下「遺留金」という。）を葬祭扶助費に充当し、なお足りないときは、その方の遺留の物品（以下「遺留物品」という。）を売却してその代金を充当することができます（生活保護法第 76 条）。
(略)
○ その際、 <u>亡くなった方の「遺留金」には、亡くなった方の預貯金を現金化したものも含まれます</u> 。預貯金については、金融機関に各種の証明書等を提出して現金化することとなります。提出を求められる書類は各金融機関で異なりますが、主には以下のような書類（自治体の長の名義）の提出を求められます。やりとりの多い金融機関との間では、予めどのような書類の提出が必要であるかについて取り決めをしておくことも方法の一つとして考えられます。
・ 預貯金の払出しを求める旨の文書
・ 預金払戻請求書
・ 死亡の事実を証する書面
・ 葬儀費用明細書
・ 自治体職員であることを証する職員証
・ 自治体職員個人の本人確認書類
・ その他（後日、正当権利者が判明し同人による返還請求があった場合に、自治体がこれに

応じる責任を有する旨の書類など)

また、現金化に当たっては、逸失・不正防止等の観点から、口座振込（自治体口座宛、葬儀社等口座宛）の形態とすることが望ましいと考えられます。

(2) 火葬等の実施者がいない場合（墓埋法又は行旅法が適用される場合）

(略)

- また、官報等による公告後 60 日を経過しても費用の弁償を得ることができない場合（※ 1）は、遺留物品を売却して火葬等に要した費用に充当することができます（※ 2）（行旅法第 13 条）。

(※ 1) (略)

(※ 2) 預貯金の取扱いについては、(1)と同様です。

(注) 下線は当省が付した。

厚生労働省は、令和 2 年対応方針を踏まえ、令和 3 年 3 月 29 日に、金融庁及び農林水産省は、令和 2 年対応方針及び手引を踏まえ、3 年 3 月 31 日に、所管する全国団体（一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫及び一般社団法人全国労働金庫協会）に事務連絡（以下「金融庁等事務連絡」という。）を発出し、各団体に対し、傘下の各金融機関に手引の内容を周知するよう要請した。

なお、死亡人が身元不明の場合、死亡人が預貯金通帳等を所持していても本人確認ができないことから、事後に身元が明らかになった場合を除き、身元不明の行旅死亡人に係る預貯金の引き出しは行われていないと考えられる。

イ 基礎調査結果

基礎調査において、基礎調査対象期間に市区町村が埋火葬を実施した事例又は葬祭扶助を支給した事例のうち、引取者のない死亡人の遺留金品に預貯金が含まれていた事例があると回答したものは、表 4-(2)-②のとおりである。その中には、引出依頼を行い、全て引き出せたと回答した市区町村があった一方、一部又は全ての事例で引き出すことができなかったと回答した市区町村もみられた。

上記の一部又は全ての事例で引き出すことができなかったと回答した市区町村のうち、金融庁等事務連絡が発出された後の令和 3 年 4 月以降に引出依頼を行ったが引き出せなかった（金融機関から断られた）事例があると回答したものは、墓埋法 22 市区町村、生活保護法 29 市区町村みられた。

引出依頼を行った事例はなかったと回答した市区町村に対し、選択式でその理由を尋ねたところ、表 4-(2)-③のとおり、3 法律のいずれも、その他を除くと、「引出金額が少額で、業務量に見合わないため」、「引出手続が煩雑なため」、「引出方法（引出依頼の仕方等）が分からないため」の順で多かった。

表 4-(2)-② 死亡人の遺留金品に預貯金を含む事例の有無及び引き出しの状況

項目	法律	行旅法	墓理法	生活保護法
預貯金が含まれていた事例あり		113	359	328
ア 引出依頼を行い、全て引き出した。		19	76	81
イ 引出依頼を行った事例のうち、引き出したものと、引き出せなかった（金融機関から断られた）ものがあつた。		9	47	53
ウ 引出依頼を行った全ての事例で引き出すことができなかった（金融機関から断られた）。		6	25	25
エ 引出依頼を行った事例はなかった。		79	209	169
オ 無回答		0	2	0
預貯金が含まれていた事例なし		373	182	132
不明		21	35	21

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 数値は市区町村数である。
3 基礎調査対象期間に葬祭を行った又は葬祭扶助を支給した事例のうち、死亡人の遺留金品に預貯金が含まれていた事例の有無及び引き出しの状況を調査した。

表 4-(2)-③ 預貯金の引出依頼を実施していない理由（複数回答）

項目	法律	行旅法	墓理法	生活保護法
引出依頼を行った事例はなかったと回答した市区町村数		79 (100%)	209 (100%)	169 (100%)
ア 引出金額が少額で、業務量に見合わないため		27 (34. 2%)	63 (30. 1%)	68 (40. 2%)
イ 引出手続が煩雑なため		24 (30. 4%)	62 (29. 7%)	64 (37. 9%)
ウ 引出方法（引出依頼の仕方等）が分からないため		19 (24. 1%)	57 (27. 3%)	51 (30. 2%)
エ 調査期間よりも前に預貯金の引出依頼を行ったものの金融機関から断られたことがあるため		7 (8. 9%)	18 (8. 6%)	31 (18. 3%)
オ その他		34 (43. 0%)	97 (46. 4%)	50 (29. 6%)
カ 無回答		5 (6. 3%)	10 (4. 8%)	5 (3. 0%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 数値は市区町村数、() 内の数値は「引出依頼を行った事例はなかったと回答した市区町村数」に対する割合である。
3 基礎調査対象期間に葬祭を行った又は葬祭扶助を支給した事例のうち、死亡人の遺留金品に預貯金が含まれていた事例があると回答した市区町村を対象とした。
4 該当するものを複数選択しているため、アからカまでの合計が「引出依頼を行った事例はなかったと回答した市区町村数」と一致しない。

ウ 実地調査結果

(7) 引出依頼を行ったが引き出せなかった理由

調査対象市区町村のうち、令和 3 年 4 月以降に金融機関への引出依頼や引き出しの可否の照会を行ったが引き出せなかった事例があったのは、墓埋法について、11 市区町村 37 事例、生活保護法について、14 市区町村 15 事例であった。引き出せなかった理由について、市区町村は、①相続人又は相続財産管理人以外の者は引き出せないと説明されたため（5 市区町村）、②手引に記載されていない書類（相続放棄の証明書類、相続人の同意文書、戸籍謄本等）を求められ、対応困難と判断したため（5 市区町村）、③反対債権^(注)があるとされたため（2 市区町村）、④引出依頼を行った金融機関の支店から本店の判断として断られたため（1 市区町村）、⑤振込手数料を支出できなかったため（1 市区町村）などとしている。

市区町村の調査結果により判明した引き出しを断った金融機関のうち、協力を得られた 10 機関に理由等について調査を行ったところ、当省が調査を行った時点では引き出しに応じており、窓口の教示の誤りと考えられるなどとしているものが 6 機関あった一方、①引き出しの法的根拠に対し懸念がある（2 機関）、②本店において内規の見直しを検討中である（3 機関）とする金融機関がみられた。

また、当省の調査実施中に規程を変更し、引き出しに対応できるようになった金融機関が 1 機関みられた。

(注) 2 者が相互に有する相手への債権のことをいう。本件の場合、死亡人が金融機関に預貯金という債権に有しているのに対し、当該金融機関側も死亡人への貸付金等の何らかの債権を有していたものと考えられる。

表 4-(2)-④ 金融機関が引き出しを断った理由

理由の分類	理由の詳細
① 引き出しの法的根拠に対し懸念（2 機関）	- 手引を令和 3 年 4 月 2 日に受理しているが、当機関の取扱方針と異なることなどから、支店等に周知すべき内容ではないと判断し、支店等に周知していない。葬祭費用に税金が使われていることは理解しており、当機関としても地方公共団体にできるだけ協力したいと考えている。一方、預貯金債権については、相続以外で払い出すことは本来困難である。これを回避するには、預貯金に対する強制執行権のような権限を地方公共団体に付与する必要があると考える。手引に記載されている預貯金の払出しに関する記述は、法的根拠がないのではないかと考えている。 - 基本的には相続人等調査が完全に終了した状態でなくても払戻しに対応したいが、後日、相続人から金融機関が払戻しに応じたことの責任を追及されるリスクが懸念される。他機関では払戻請求書の様式に「今後、相続人が判明し、同人による返還請求があった場合には、請求した市区町村がこれに応じる責任を負い、貴機関には一切迷惑・損害をかけない」といった文言を入れているということだが、実際に法的に有効なものかどうかは分からない。今回のように全国的に対応する必要がある事例については、

理由の分類	理由の詳細
	一般社団法人全国銀行協会などの関係団体が払戻請求書の様式を作成し、相続人からの責任追及に関して法的な問題をクリアしていることを確認した上で各金融機関に提示してもらいたい。
② 引き出しに応じる方向で本店において内規の見直しを検討中（3 機関）	- 金融庁等事務連絡や手引等について、令和 4 年当初に承知した。現在、各支店への対応マニュアルの示達、手引等の周知について準備を進めている。現在、1 市区町村から引き出しに関する相談を受けており、手引の内容に沿って提出書類の要請等を進めている。 - 現在、遺留金の支払に関する事務を検討し、相続事務における事務マニュアルに追記する作業を進めている。でき次第営業店向けの通知を発出する予定。 - 現在は手引に基づき払戻請求に応じることとしているが、照会当時、担当部署内での対応方針が固まっておらず、対応した者が手引と照会内容とを関連付けることができなかったため、誤った回答をした。今回の調査を契機として、これまで個別に対応していた払戻請求に係る取扱いについて、事務取扱の規程を作成し、各支店に周知を徹底したい。
③ 現在は引き出しに応じており、教示の誤り等と考えられるもの（6 機関）	- 当時の経緯が不明であるが、その都度本店に照会して対応しているはずである。 - 事実関係は確認できないが、何らかの行き違いで、対応した担当者が、身寄りのない方の遺留金に係る市区町村からの引出依頼に関する個別具体的な照会とは認識せずに回答したと考えられる。 - 令和 3 年 5 月に全本部及び全営業店宛てに、取扱いを定めた通達を発出し、引き出しに応じている。 - 令和 3 年 4 月に団体を通じて通知を受け、引き出しに応じている。令和 3 年度に入ってから対応を変更したため、窓口担当者が従前の対応をとった可能性がある。トラブル等防止のため、直接、市区町村から本店の相談窓口連絡してもらうことを推奨している。 - 個別事例は把握していないが、当機関は行政機関をかたる詐欺を警戒し、電話やメールでの個別具体的なやりとりは行っていない。一般論として相続人以外による引き出しは行っていないため、まずは直接訪問してもらうようお願いしている。市区町村からの引き出しには応じた事例がある。 - 個別事例は把握していないが、令和 3 年 4 月 1 日に市区町村からの預貯金の引き出しに関するマニュアルを整備しており、引き出しには応じている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「理由の分類」の①②の両方の理由を回答した金融機関があったため、調査対象機関数と「理由の分類」欄の機関数の合計は一致しない。

なお、引き出しができた市区町村においても、金融機関から相続放棄の証明や相続人の同意書などの書類を求められ、対応した事例がみられた。

(イ) 引き出しの法的根拠に係る厚生労働省の見解

金融機関が、相続人又は相続財産管理人からの引き出しにのみ応じるとしたり、相続人の意思確認等を求めたりしている理由は、民法第 882 条において、死亡した時点で相続が開始し、同法第 896 条において、相続財産に係る権利は全て相続人に承継することとされているためであると考えられる。

また、市区町村の中には、弁護士に照会した結果、被相続人の死亡時点で権利の全てが相続人に移転していることから、手引は市区町村が直接金融機関から引き出しできる根拠にはならないのではないかといった懸念を示されたとして、引出依頼を見合わせたとするものもみられた。

これらを踏まえ、厚生労働省に、葬祭費用に充当するための預貯金の引き出しが相続人に優先する法的根拠を確認したところ、「民法では、死亡した時点で相続が開始し、相続財産に係る権利は全て相続人に承継することとされているが、個別法である行旅法第 11 条及び第 13 条第 1 項並びに生活保護法第 76 条第 1 項の規定により、遺留金品については葬祭費用に優先的に充てることができる。」としている。

しかしながら、この法的根拠及び考え方は、手引等では明示されておらず、周知が十分にされていない状況であるため、市区町村及び金融機関において、相続人に優先して引き出せる法的根拠があるのかどうか懸念を生じさせていると考えられる。

(ウ) 手引及び金融庁等事務連絡の浸透状況

前記ウ(ア)のとおり、金融機関の中には、既に引出依頼に応じているがその対応が支店等の窓口まで浸透していないと考えられるものや、引き出しに応じる方向で検討しているが、本店において内規の見直しを行う必要があるとしているものがみられた。

実地調査においては、過去に断られた金融機関に対しては引出依頼を行わないとする市区町村がみられ、基礎調査においても、表 4-(2)-③のとおり、預貯金の引出依頼を実施していない理由として「調査期間よりも前に預貯金の引出依頼を行ったものの金融機関から断られたことがあるため」と回答している市区町村がみられた。

また、以下のとおり、手引を踏まえて市区町村から各金融機関に引き出しの可否を照会しているものや、金融機関から市区町村に手引を踏まえた対応について照会があったものもみられた。

- ① 調査した 1 市区町村において、令和 3 年 8 月 25 日から 4 年 2 月 24 日までの間に 10 金融機関に引き出しの可否を延べ 32 件照会したが、相続人以外の依頼でも可能との感触を得たのは 9 件（照会件数の 28.1%）にとどまり、残りの 23 件（照会件数の 71.9%）については、相続人以外の引出依頼には一切応じないとの回答であった。
- ② 調査した 1 市区町村において、手引の発出を受けて、市区町村内の金融機関を訪問し、今後の預貯金の引き出しについて協力を取り付ける取組を行っており、訪問した 7 機関中 5 機関から協力を取り付けた。
- ③ 調査した 1 市区町村において、金融庁等事務連絡を受けて、近隣の地方銀行 3 機関から今後どのように対応したらよいかとの照会があり、引出手続について協議した。

④ 調査した1市区町村において、引き出しができることを知らない金融機関に対し、金融庁等事務連絡や手引の該当箇所の抜粋、他金融機関の請求書の例等をFAXで送付し検討してもらうなどの工夫をしている。

他方で、i) 金融機関から「同一の支店に対して同様の照会が繰り返し行われている」旨の苦情があったことから、照会に対する金融機関の支店ごとの対応状況等を一覧にして整理し、担当者間で情報共有することとしている、ii) 同一金融機関でも支店によって対応が異なることがあるため、断られた場合は他支店に照会している、とする市区町村もみられた。

こうした実態を踏まえると、各市区町村等と各金融機関が個別に手続や必要書類について取決めを行うことは、双方にとって負担が大きいと考えられる。

市区町村からは、国からの通知を受けて個々の金融機関が対応の可否を判断してよいのであれば、国で対応不可の金融機関一覧を作成し、地方公共団体に配布してほしいという要望もみられた。

現状では各市区町村等が個別に金融機関に引き出しの可否を照会しているが、葬祭費用に充当するための預貯金の引き出しを一層推進するためには、国において、金融機関が市区町村等からの引出依頼に応じているかどうか実態を把握し、その結果を取りまとめ、市区町村等に情報共有することが必要であると考ええる。

また、上記実態調査において、引出依頼に応じていない金融機関を把握した場合は、当該金融機関に対し、対応の支障となっている点を聴取するなどして、その解消に努めることが求められる。

なお、金融庁等事務連絡が発出されたことについて、市区町村等には情報共有されていないが、当省の調査を通じて金融庁等事務連絡を知り、断られた金融機関に再度照会したところ、引き出しに応じる方向で交渉が再開した事例もみられたことから、併せて金融庁等事務連絡の市区町村等に対する周知が必要であると考ええる。

(I) 引き出しの手続や必要書類についての意見・要望

金融機関が引出依頼に応じている場合であっても、手続や必要書類について、調査対象市区町村の担当者から、以下の表 4-(2)-⑤のとおり、改善してほしいといった意見・要望がみられた。

表 4-(2)-⑤ 葬祭費用への充当のための預貯金の引き出しの手続や必要書類に係る主な意見・要望

意見・要望の分類	意見・要望の内容
① 通帳記帳の法的根拠の整理	・ 被保護者以外の葬祭扶助対象死亡人について、同意書が無い場合、記帳ができないケースがあった。このような場合、預貯金残高が把握できず、相続財産管理制度の利用可否が判断できないため、記帳の根拠及び対応方法を周知してほしい。 ・ 手引等において、預貯金を引き出すか否かにかかわらず預貯金残高を金融機関に確認できることを示してほしい。
② 「後日、正当権利者が判明し同人による返還請求があった場合に、地方公共団体がこれに応じる責任を有する旨の書類」(表意書)に対する懸念	・ 数年間にわたって金融機関に提出してきた市区町村長名の表意書の内容「万一、上記事実に相違があるなどして本件に関し、相続人等が権利を主張するなど、どのような事故が生じても市区町村が責任を負い、貴行には迷惑、損害をかけません。」について、負うべき責任が過剰ではないかと不安視している。このため、預金を引き出す場合に円滑に金融機関と手続ができるように金融機関への通知や預金払出文書の様式を定めてほしい。 ・ 市区町村総務課から、「本来、死亡人の預貯金は、墓地埋葬法第9条第2項の規定により準用される行旅法第11条の規定より、優先的に火葬等の費用に充てるべきものである。このことから、表意書の提出については、法的妥当性を欠くのではないかと。返還請求に応じるべき具体的な事例等が全く明記されていない内容の書面に対して、将来において全面的に返還を確約する旨の表意をすることは問題がある。」との意見があった。なお、これを踏まえて修正した文面は金融機関に認められなかった。 ・ 後日、正当権利者が判明し同人による返還請求があった場合に、地方公共団体がこれに応じる責任を有するとの表意書は市区町村にとってリスク。守ってもらえるような後ろ盾となる法整備を望む。
③ ネット銀行の預貯金の確認方法	・ ネット銀行を含む金融機関に対して再度通知等を発出し、引出依頼をスムーズに行えるようにしてほしい。 ・ インターネット口座などが増加することが予想されるため、預貯金口座の存在を把握できる仕組みを考えてほしい。
④ 職員個人の本人確認書類を求められることに疑問	・ 預金の引き出しを行う際、公印を押印した公文書を用意しているにもかかわらず、免許証等職員個人の本人確認書類を求められること、引き出しに係る書類に職員個人の名前、住所等の記載を求められることに疑問を感じる。

意見・要望の分類	意見・要望の内容
⑤ 金融機関への制度の周知徹底や書類の統一	- 金融機関への制度の周知徹底と申請様式、添付資料の統一を希望する。 - 預貯金引き出しのための金融機関宛ての共通様式を国が整備してくれると業務上有用である。その際、可能な限り添付書類を減らしてほしい。 - 手引の記載のように一般的な扱いについて例示するという形ではなく、簡易な手続方法を構築し、地方公共団体、金融機関双方で統一的な手続が可能となるよう制度設計をし、周知を図ってほしい。 - 従来対応している金融機関は対応がスムーズだが、それ以外の金融機関では手引が出てもしトラブルがあると聞く。せめてそういったトラブルが発生しないよう改善されなければ引き出しの手続をすることは難しい。

(注) 当省の調査結果による。

市区町村等にとって、個別の金融機関と手続について協議することが負担となっているほか、表 4-(2)-④のとおり、金融機関にとっても対応方法を検討することが負担となっている現状を鑑み、国において、金融機関の引出手続及び必要書類について実態を調査した上で、対応をより具体的に示すことを検討する必要があると考える。その際、必要書類や手続は、必要最小限のものとするよう留意する必要があると考える。

【所見】

したがって、厚生労働省は、関係省庁と連携し、市区町村等による葬祭費用に充当するための預貯金の引き出しを一層推進する観点から、以下の対応をする必要がある。

- ① 葬祭費用に充当するための預貯金の引き出しが相続人に優先する法的根拠を手引等で明示し、引き出しに当たって、相続人の意思確認は必要ないことを市区町村等及び金融機関に改めて周知すること。
- ② 上記周知実施後の金融機関における預貯金の引き出しへの対応状況を調査し、市区町村等に情報提供すること。調査の結果、未対応の金融機関があるなど各種課題がみられた場合は、引出手続や必要書類に関する取決めを含め、対応の支障となっている点を把握し、市区町村等と金融機関の手続が円滑に行われるよう改善を検討すること。

(3) 葬祭費用に充当するための遺留物品の売却の実施状況

ア 制度の概要

行旅法第 11 条及び第 13 条第 1 項において、行旅死亡人取扱費用は、遺留金及び有価証券の充当で不足し、相続人や扶養義務者からも回収できない場合、死亡公告後 60 日経過後に遺留物品を売却して充当できるとされている。

また、墓埋法第 9 条第 2 項において、墓埋法による埋火葬の費用に関しては、行旅法の規定を準用することとされている。

生活保護法第 76 条第 1 項において、葬祭扶助を行う場合、保護の実施機関は、死亡人の遺留金・有価証券を保護費に充当し、不足するときは、遺留物品を売却して代金を充当できるとされている。

他方で、遺留物品に、滅失や毀損のおそれがあるとき、又は保管に不相当の費用・手数を要するときは、行旅法第 12 条のただし書では、売却・棄却が可能であるとされており、生活保護法施行規則第 22 条第 3 項においても同様に、売却・棄却が可能であるとされている。

遺留物品の売却を行うときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項又は生活保護法施行規則第 22 条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により契約を締結することになる。通常は、一般競争入札の契約方法によることになるが、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に適合する場合には、指名競争入札（同施行令第 167 条）や、随意契約（同施行令第 167 条の 2）、せり売り（同施行令第 167 条の 3）により遺留物品の売却を行うこともできる。

なお、生活保護法に基づく葬祭扶助を適用した場合における遺留物品の売却について、従前は、競争入札に付さなければならないこととされ、見積価格 1,000 円未満の物品のみ、その他の方法により売却することも可能とされていた。

しかし、生活保護法施行規則の改正（令和 2 年 12 月 9 日施行）により、地方自治関係法令において随意契約等の入札によらない方法での売却が可能とされている場合については、葬祭費用への充当においても、指名競争入札や、随意契約、せり売りにより売却できることとなった。

イ 基礎調査結果

基礎調査において、基礎調査対象期間に埋火葬を実施した事例又は葬祭扶助を支給した事例のうち、死亡人の遺留物品があった事例があると回答したものは、以下の表 4-(3)-①のとおりである。

表 4-(3)-① 遺留物品の売却の実施状況

区分	法律	行旅法	墓埋法	生活保護法
死亡人の遺留物品があった市区町村数		244 (100%)	379 (100%)	287 (100%)
① 売却手続きを行い売却できた事例がある市区町村数		6 (2.5%)	13 (3.4%)	5 (1.7%)
② 売却手続きを行ったが全部又は一部を売却できなかった事例がある市区町村数		4 (1.6%)	11 (2.9%)	10 (3.5%)
③ 売却を行わなかった市区町村数		231 (94.7%)	354 (93.4%)	272 (94.8%)
売却を行わなかった理由	ア 売却できるような遺留物品がなかった	192	275	246
	イ 売却しても売却金額が少額と見込まれるため	50	109	83
	ウ 売却方法が分からないため	27	66	47
	エ 売却手続きが煩雑なため	22	70	53
④ 回答なしの市区町村数		3 (1.2%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内の割合は、「死亡人の遺留物品があった市区町村数」に占める割合である。

3 該当するものを複数選択しているため、アからエまでの合計が「売却を行わなかった市区町村数」と一致しない。

ウ 実地調査結果

墓埋法第 9 条第 2 項の規定は、埋火葬を行ったときの費用について行旅法の規定を準用する旨を定めているのであって、遺留金品の取扱いを定めた行旅法第 12 条の規定は準用されないとも考えられる。この点について厚生労働省に確認したところ、「行旅法第 12 条は、埋火葬を行ったときの費用ではないが、同条は、市区町村が費用の弁償を得るために必要な措置を規定した条文であり、埋火葬を行ったときの費用に係る規定であるため、墓埋法第 9 条第 2 項において準用していると考えられる。」との回答があった。

(7) 遺留物品を売却した事例

実地調査において、遺留物品の売却状況について調査した結果、売却事例があったものは、行旅法 1 市区町村 2 事例、墓埋法 2 市区町村 2 事例、生活保護法 2 市区町村 89 事例みられた。

売却した物品の具体例として、市区町村では、①指輪やネックレス等の貴金属、②自動車、③腕時計、④携帯電話などがあるとしており、売却方法として、随意契約による場合や、複数の買取専門店において査定した後に売却を行う場合などがあるとしている。

(4) 売却価値が見込まれる遺留物品について、売却を断念した事例

実地調査において、売却価値が見込まれる物品があったにもかかわらず、売却を断念し

た例はないか調査した結果、売却を断念した事例があるものは、2 市区町村みられた。

売却を断念した物品の具体例として、市区町村では、携帯電話、指輪及び腕時計があるとしており、その理由については、①携帯電話には個人情報が含まれているため、②携帯電話本体の支払残額がある場合、所有権は携帯電話会社が有しているため、売却するには当該会社の同意を得る必要があったが、支払残額を死亡人から引き継いで支払う者を確定させない限り、引取りはできないとの説明があったため、③指輪及び腕時計は、競り売りに付す前に、ブランド等の真がん判断のため、鑑定を行う必要があるなど売却に手数や費用を要するためとしている。

(ウ) 売却に関する規程の作成状況

実地調査において、遺留物品の売却に関する規程の作成状況について調査した 58 市区町村のうち、遺留物品の売却について規程を作成しているものは 16 市区町村、規程を作成していないものは 42 市区町村みられた。

(イ) 売却についての意見・要望

実地調査において、遺留物品の売却に関して、国に対する意見・要望を聴取した結果、以下の表 4-(3)-②のとおり、調査対象市区町村の担当者から、①売却価値を判断できないため、売却できる物品や判断方法、売却場所の実例等について示してほしい、②手引に記載されている売却方法は時間や手数を要するため、例えば、遺留物品をリサイクルショップで売却できるようにするなど、手続を簡素化してほしいなどの意見・要望がみられた。

表 4-(3)-② 遺留物品の売却に関する市区町村の意見・要望（主なもの）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 売却価値を判断できないため、売却できる物品や判断方法、売却場所の実例等について示してほしい。・ スマートフォンの S I Mカード（契約事業者の所有物）やサブスクリプション（料金を支払うことで、製品やサービスを一定期間利用することができるもの）について、民法上の権利関係が複雑になり、どこまで権利関係を確認しなければならないかなど、その取扱いに困るため、国の方で考え方を示してほしい。・ 遺留物品の売却について、葬祭費用への充当のため、売却価値を厳密に判断する運用を行う場合、遺品整理業者やリサイクルショップ等に依頼する際の鑑定費用等への補助を行ってほしい。・ 遺留物品の売却・棄却について、福祉事務所の裁量で決めているが、生活保護法施行規則では、少額であっても価値があれば売却しなければならないとも解釈できるので、遺留物品の売却・棄却の判断は、福祉事務所が行うことと明確にしてほしい。 |
|--|

（注） 当省の調査結果による。

(4) 都道府県から一般市区町村への葬祭費用の不足分に係る弁償の実施状況

ア 制度の概要

引取者のない死亡人が発生した場合、死亡地の市区町村（長）が埋火葬を行うこととなる。

その葬祭費用は、行旅法第 15 条第 1 項において、埋火葬を行う市区町村が一時繰替支弁をすることとされている。

行旅法第 11 条において、市区町村が一時繰替支弁をした葬祭費用は、まずは行旅死亡人の遺留金及び有価証券を充て、不足する場合は相続人の負担とし、相続人による十分な弁償を得られない場合には扶養義務者の負担とするとされている。同条において葬祭費用を負担するとされている相続人及び扶養義務者について、手引では、地方公共団体の判断として、死亡人からDV被害を受けていた相続人や扶養義務者など、費用弁償先としてふさわしくないケースにおいては、当該相続人又は扶養義務者を費用弁償先から除外する取扱いを行うことも可能とされている。

また、死亡公告後 60 日を経過しても弁償を得られない場合は、行旅法第 13 条第 1 項において、行旅死亡人の遺留物品を売却して葬祭費用に充てることができることとされており、これによっても葬祭費用を満たさない場合には、地方公共団体が費用を弁償することとされている。

費用を弁償することとされている地方公共団体は、「行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件」（明治 32 年勅令第 277 号）において、行旅死亡人を取り扱った地の都道府県、指定都市又は中核市とされている。

引取者のない死亡人の死亡地が、一般市区町村である場合には、昭和 62 年通知において、行旅死亡人の遺留金品の充当や相続人及び扶養義務者による負担をしてもなお葬祭費用に不足する額を都道府県に請求することとされている。

なお、行旅法第 15 条第 1 項に基づき一般市区町村が一時繰替支弁をした葬祭費用について、同条第 2 項において、一般市区町村は、都道府県への弁償請求に先立って、市町村税の滞納処分例により、遺留金品や相続人等から葬祭費用を徴収することとされている。

他方、墓理法適用死亡人の葬祭費用に関しては、墓理法第 9 条第 2 項において、行旅法を準用することとされており、「墓地、埋葬等に関する法律の疑義について」（昭和 27 年 6 月 30 日付け衛環第 66 号環境衛生課長から北海道衛生部長宛て回答）において、「行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件」についても準用して差し支えないものとされている。

イ 実地調査結果

(7) 行旅法

調査した 43 一般市区町村^(注)では、一般市区町村が葬祭費用を一時繰替支弁した事例について、申請書類の不備や都道府県が規定で定めている弁償の上限額を超過した場合を除き、都道府県から弁償を得られていない事例や都道府県への弁償請求を行っていない事例はみられなかった。

(注) 実地調査の調査対象とした 41 一般市区町村のほか、基礎調査において自由記載欄に都道府県から弁償を受けられていない事例があると回答した 2 一般市区町村を、本項細目のみ追加調査している。

(イ) 墓埋法

調査した 42 一般市区町村^(注)のうち 11 一般市区町村では、一般市区町村が葬祭費用を一
時繰替支弁したもののうち、遺留金品を充当しても葬祭費用を満たさないものについて、
都道府県に弁償請求を行っていない事例がみられた。

(注) 本項細目で調査対象とした 43 一般市区町村のうち、墓埋法担当課が、新型コロナウイルス感染症の感
染拡大への対応のため調査途上で対応が困難となった 1 一般市区町村を除く。

11 一般市区町村が弁償請求を行っていない主な理由は以下のとおりである。

- ① 墓埋法適用死亡人の葬祭費用について、都道府県が弁償することとなっていることを
知らなかった。(3 一般市区町村)
- ② 墓埋法適用死亡人の葬祭費用については、墓埋法に都道府県による弁償の規定がなく、
また、墓埋法第 9 条第 2 項による行旅法の準用もないと理解しており、都道府県への弁
償請求の対象とならないと認識している。(3 一般市区町村)
- ③ 都道府県に照会した結果、相続人等が存在する場合には弁償の対象外である又は相続
人全員からの相続放棄等の意思を示す書類が必要であるとの説明を受け、事務負担が過
大であることから、請求を断念した。(4 一般市区町村)
- ④ 遺留金が葬祭費用に満たない場合は、生活保護法に基づく葬祭扶助により葬祭を行っ
ている。(1 一般市区町村)

さらに、調査対象一般市区町村が所在する 15 都道府県に、一般市区町村への葬祭費用の
弁償についての対応状況を確認したところ、相続人等が存在する場合は都道府県による弁
償の対象外であるとしている事例(4 都道府県)や、都道府県による弁償の実績がなく、相
続人等調査の範囲や弁償に係る手続等について一般市区町村への教示が不十分と思われる
事例(1 都道府県)がみられた。

これら 5 都道府県の管内の一般市区町村では、以下の表 4-(4)-①及び表 4-(4)-②のと
おり、都道府県への弁償請求を断念している事例がみられた。このうち一部の一般市区町村
は、今後、墓埋法適用死亡人の増加とそれに伴う葬祭費用の支出の増加を想定し、市区町
村の予算を確保することとしている。

表 4-(4)-① 相続人等が存在する場合は都道府県による弁償の対象外であるとしている事例

A 都道府県	A都道府県で定めている墓埋法適用死亡人に係る事務取扱の中で、弁償を受けられない合理的な理由がある場合を除き、相続人等がいる場合は、都道府県に弁償請求することはできないと明記している。 合理的な理由として、手引に明示された死亡人からDV被害を受けていた場合のほか、相続人等が未成年である場合や死亡人が起こした犯罪の被害者である場合等が該当する余地があると考ええる。また、定めのないケースがあった場合にはその都度検討を行う。 管内の一般市区町村から、年に数件、弁償請求に係る相談の電話があるが、弁償可能な相続人等の再確認を促す回答を行うと、それ以降連絡が来なくなる。連絡がないため、一般市区町村におけるその後の事情・対応は承知していない。
A 都道府県管内の B 一般市区町村	墓埋法適用死亡人の葬祭費用について、遺留金を充当しても不足が生じた案件があるが、相続人等として死亡人の子の存在を確認している。 子に葬祭費用の弁償について連絡をしたが、死亡人とは長年交流がないことから相続放棄し、葬祭費用の弁償についても拒否するとの回答であった。 A都道府県では、死亡人と絶縁状態であることのみでは、合理的理由と認められないことは分かっているので、弁償請求は行っていない。 A都道府県が合理的理由と認める「扶養義務者が未成年である」などの事例は極めてまれであり、実態としては多くが絶縁状態であることを理由として支払を拒否される。 遺体・遺骨の引取りを拒否するほどの相続人等から葬祭費用を回収することは極めて困難であり、市町村税の滞納処分と同一の対応を求めるべきではないと考える。 引取者のない死亡人の葬祭費用に係る支出は想定できるものではないため、その都度、予備費充当又は予算流用により対応しているが、年々件数が増加しており、市区町村の負担も増大しているので、都道府県には合理的理由を求めることなく、弁償に応じてもらいたい。
A 都道府県管内の C 一般市区町村	墓埋法適用死亡人について、所持金の有無等が不明であるため、葬祭費用の全額である約35万円を市区町村が負担している。 死亡人の子に請求しているが、親が離婚してから何十年も会っていないという連絡を最後に、手紙を郵送、直接持参しても連絡がなく、請求に応じてもらえない。 A都道府県では、死亡人と絶縁状態であることのみでは、合理的理由と認められないことは分かっているので、弁償請求は行っていない。 まずは相続人等に弁償請求するということは理解しているが、現代の家族の在り方や離婚が珍しくない状況を考えると相続人等に連絡をして回収するというのは今後ますます難しくなってくるのではないかと考える。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表では、特定の都道府県及び一般市区町村に、掲載順に便宜上、アルファベットを付す。

表 4-(4)-② 都道府県による弁償の実績がなく、相続人等調査の範囲や弁償に係る手続等について一般市区町村への教示が不十分と思われる事例

D 都道府県	墓埋法適用死亡人について葬祭費用を弁償した実績がない。墓埋法適用死亡人に係る規程を作成しておらず、行旅法に係る規定を準用することも明確に示していない。 管内の一般市区町村から弁償請求がない理由は、i) 遺留金品によって葬祭費用の全額を充当できているため、ii) 遺留金品が不足していても相続人等調査により判明した相続人が弁済しているためのいずれかと推測される。これまでに請求を拒絶したことはなく、今後、請求を受けた場合にも拒絶することはない。 管内の一般市区町村から、「墓埋法に基づく葬祭の実施手順や相続人等調査の実施方法を教えてほしい。」という照会を受けることがあるが、墓埋法所管課にはノウハウがないため、相談を受けても助言等を行うことができず、相続人等調査の範囲は市区町村の判断に委ねている。
D 都道府県管内のE 一般市区町村	墓埋法適用死亡人の葬祭費用について、都道府県に弁償請求できることは知っている。しかし、D都道府県内では、理由は不明だが弁償請求の実績がないことも知っている。 2 年ほど前、身元は判明しているが相続人等が不明の死亡人の案件が発生したため、社会福祉関係の所管課からD都道府県に墓埋法による葬祭費用の弁償の可否を照会したところ、まずは相続人等調査を徹底して行うよう言われ、弁償の可否や具体的な手続について明確な回答を得ることができなかった。その後、墓埋法所管課からも照会したが、「D都道府県として墓埋法による葬祭費用の予算確保は考えていない。」「これまで弁償請求の実績がないのは死亡人の遺留金で全額を充当できていたためではないか。」と言われるなど、弁償請求に応じる姿勢が感じられず、D都道府県への弁償請求は困難であると判断した。 このため、本来は墓埋法の適用が妥当であると考えられる案件であっても、病院や施設の長や民生委員等が葬祭実施者となって葬祭扶助を支給している。 墓埋法を適用すべき案件に対して生活保護法を適用し続けることが適切であるとは考えておらず、墓埋法適用に向けた端緒として、来年度、墓埋法所管課において葬祭費用の予算を要求（20 万円程度）している。予算が確保できれば墓埋法による葬祭を行い、かつ、都道府県への弁償請求も確実にやりたい。
D 都道府県管内のF 一般市区町村	他の都道府県では墓埋法適用死亡人の葬祭費用の弁償が行われている実績があることから、2、3 年前に墓埋法所管課から都道府県の墓埋法所管課に照会したところ、「これまでに墓埋法による弁償実績がない。」という回答を受け、必要な調査内容や請求手続の方法等について具体的な話にならなかった。回答に疑義を持ちつつも、葬祭費用の弁償は各都道府県の独自事業であり、D都道府県では墓埋法での弁償はできないものという認識に至り、墓埋法による葬祭費用についてはF一般市区町村が負担するしかないと考えた。 これまで墓埋法による葬祭費用の予算を確保したことがなく、案件が発生するごとに別予算から流用していたため、手続が煩雑であった。来年度、初めて墓埋法による葬祭費用（1 名分 20 万円程度）の予算を要求している。これは、今後、墓埋法による葬祭案件の増加とそれに伴う葬祭費用の支出の増加を想定した対応である。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表では、特定の都道府県及び一般市区町村に、掲載順に便宜上、アルファベットを付す。

一方で、15 都道府県の中には、一般市区町村において相続人等の存在が確認できている場合でも、相続人等に何度連絡しても連絡がつかない場合や相続人等が死亡人と疎遠であることを理由に支払を拒否された場合には、相続人等への弁償請求を試みた上でそのような意思表示があったことを証する書類を提出させることにより、弁償に応じている都道府県もみられた（3 都道府県）。

これらの都道府県の中には、相続人等に何度連絡しても連絡がつかないこと、又は相続人等からの支払を拒否する旨の意思表示があったことを証する書類の提出により弁償に応じるという対応を取っている理由として、一般市区町村の事務負担の大きさを懸念しているためとするものがみられた。

また、相続人等が存在する場合は都道府県による弁償の対象外であるとしている都道府県の中にも、手引における費用弁償先としてふさわしくないケースの例示を厳格に解しているが、連絡が取れない又は支払を拒絶している相続人等に連絡を取り続けることは非効率であり、一般市区町村の負担となっているため、相続人等調査に係る要件の緩和を望むとの意見がみられた。

前記のとおり、都道府県から一般市区町村への墓埋法適用死亡人に係る葬祭費用の不足分の弁償については、①墓埋法に都道府県による弁償の規定がなく、また、墓埋法第 9 条第 2 項による行旅法の準用もないと解していることにより、都道府県による弁償の対象とならないと認識していること、②都道府県が行旅法の規定や手引の例示を厳格に解し、相続人等が存在する場合には都道府県による弁償の対象外であると解していること等から、本来は葬祭費用を負担することにはなっていない一般市区町村が、葬祭費用を負担している状況がみられた。

これらの状況を踏まえ、厚生労働省の見解を確認したところ、墓埋法第 9 条第 2 項は、行旅法第 11 条から第 15 条までを準用し、また、「行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件」についても準用するとしており、墓埋法適用死亡人の葬祭費用についても、都道府県による弁償の対象であるとしている。

くわえて、手引において、費用弁償先としてふさわしくないケースとして、死亡人から DV 被害を受けていた相続人や扶養義務者を挙げていることについて、厚生労働省は、当該記載は例示にすぎず、死亡人から DV 被害を受けていた相続人や扶養義務者以外の場合でも、地方公共団体の判断で費用弁償先から除外する余地はあるとしている。

これらの見解は、手引には明記されておらず、周知が十分にされていない状況である。

【所見】

したがって、厚生労働省は、墓埋法適用死亡人の葬祭費用について、一般市区町村が費用を負担している状況を改善する観点及び一般市区町村の事務負担を軽減する観点から、以下の事項を手引等により都道府県及び一般市区町村に対し明確に示す必要がある。

- ① 墓埋法適用死亡人の葬祭費用について、行旅法の規定が準用され、都道府県による弁償の対象であること。
- ② 一般市区町村からの弁償請求について、相続人等が存在する場合でも、相続人等と連絡がつかない又は相続人等が死亡人と疎遠であることを理由に弁償できないとしているなど、相続人等からの費用の回収が見込めない場合には、都道府県による弁償の対象となる余地があること。

5 残余遺留金品の処理

(1) 残余遺留金の発生状況等

ア 制度の概要

民法第 896 条に基づき、死亡人の財産は相続財産となるため、前記 4(1)のとおり、葬祭費用に遺留金を充当してもなお、残った遺留金（以下「残余遺留金」という。）及び残った遺留物品（以下「残余遺留物品」という。）がある場合、これらは、相続人に帰属する。

このため、市区町村等は、前記 3(3)の相続人等調査により、相続人の存在や、その連絡先を把握できた場合は、相続人に接触して引取りの意思を確認し、引取りの意思があれば残余遺留金及び残余遺留物品（以下「残余遺留金品」という。）を引き渡している。

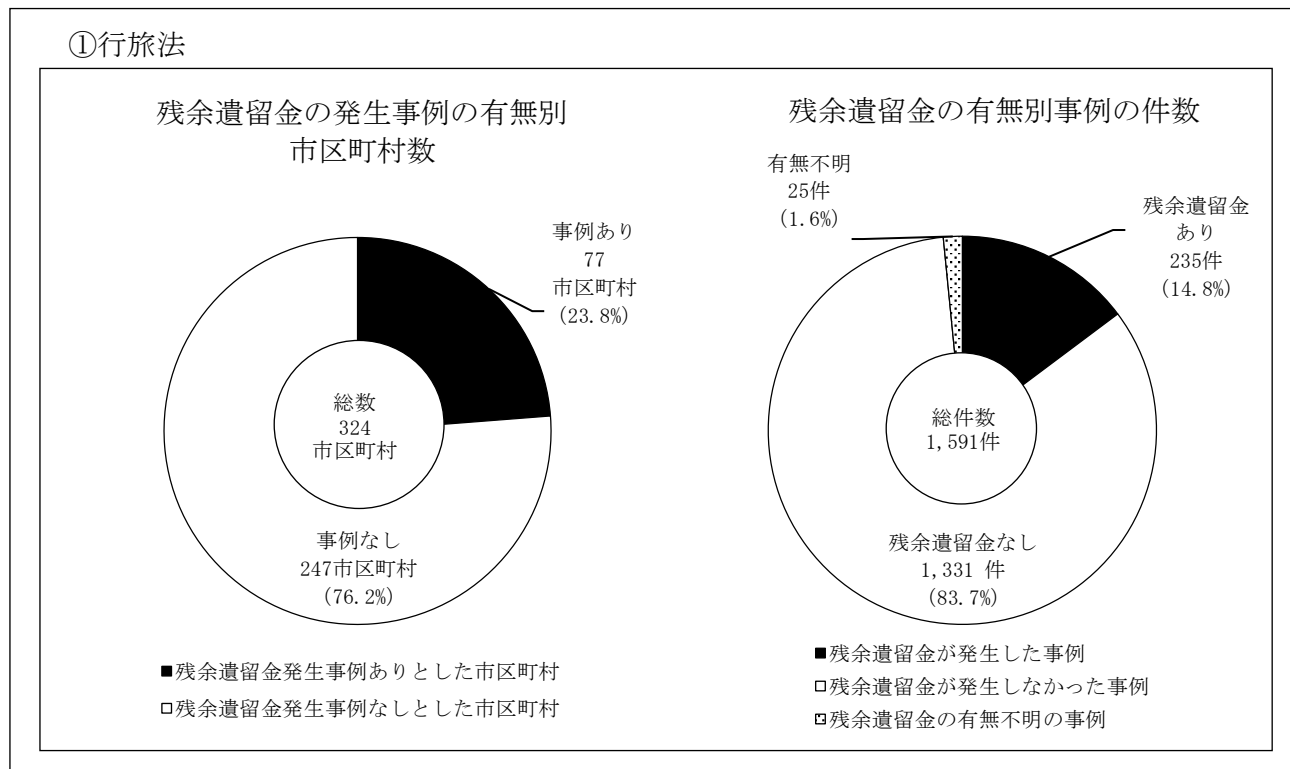
なお、引取りの意思がなければ、後記 5(2)の相続財産管理制度又は 5(3)の弁済供託制度などを活用して、残余遺留金品を処理することとなる。

イ 基礎調査結果

基礎調査において、基礎調査対象期間に遺留金を葬祭費用等に充当した事例のうち、残余遺留金が発生した市区町村数及び件数は、図 5-(1)のとおり、行旅法 77 市区町村 235 件、墓埋法 278 市区町村 1,617 件、生活保護法 175 市区町村 4,086 件であった。

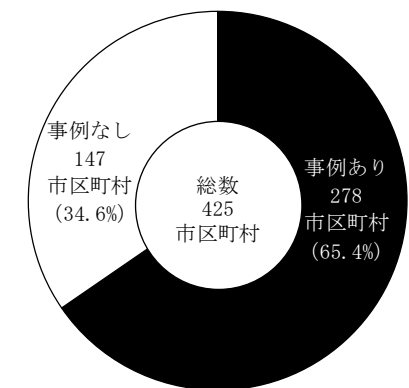
基礎調査対象期間に遺留金を葬祭費用等に充当した事例において、残余遺留金が発生した事例の件数の割合は、行旅法 14.8%、墓埋法 22.0%、生活保護法 10.4%であった。また、残余遺留金が発生した事例がある市区町村数の割合は、行旅法 23.8%、墓埋法 65.4%、生活保護法 58.1%であった。

図 5-(1) 残余遺留金の発生事例の有無別市区町村数及び有無別事例の件数



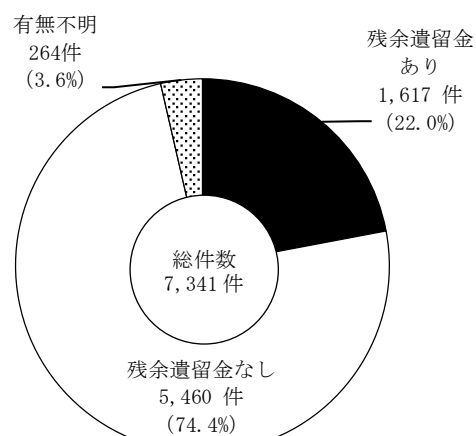
②墓埋法

残余遺留金の発生事例の有無別
市区町村数



■残余遺留金発生事例ありとした市区町村
□残余遺留金発生事例なしとした市区町村

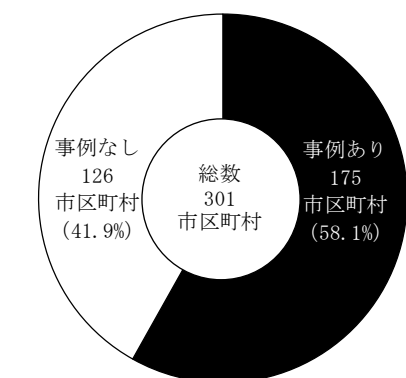
残余遺留金の有無別事例の件数



■残余遺留金が発生した事例
□残余遺留金が発生しなかった事例
▨残余遺留金の有無不明の事例

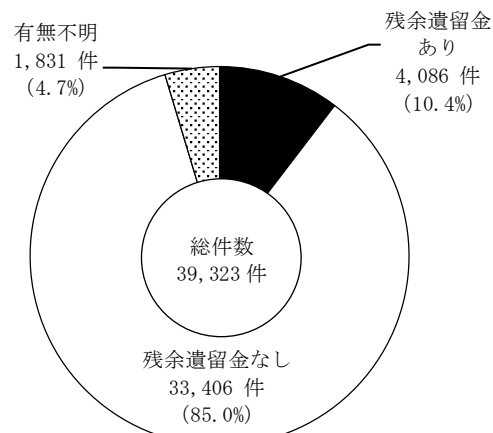
③生活保護法

残余遺留金の発生事例の有無別
市区町村数



■残余遺留金発生事例ありとした市区町村
□残余遺留金発生事例なしとした市区町村

残余遺留金の有無別事例の件数



■残余遺留金が発生した事例
□残余遺留金が発生しなかった事例
▨残余遺留金の有無不明の事例

(注) 1 当省の調査結果による。

2 割合は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100とならないものもある。

3 基礎調査対象期間に遺留金を葬祭費用等に充当した事例のあった市区町村のうち、残余遺留金が発生した事例の件数を1件以上と回答した市区町村を「残余遺留金発生事例ありとした市区町村」、残余遺留金が発生した事例がなく、残余遺留金が発生しなかった事例の件数について1件以上と回答した市区町村を「残余遺留金発生事例なしとした市区町村」として整理した。

4 「残余遺留金の有無別事例の件数」は、「残余遺留金発生事例ありとした市区町村」及び「残余遺留金発生事例なしとした市区町村」の回答した件数を集計した。

ウ 実地調査結果

(7) 残余遺留金の相続人への引渡し状況等

実地調査の調査対象市区町村に対し、相続人の判明状況及び残余遺留金の引渡し状況について調査した結果は、以下のとおりである（詳細は表 5-(1)-①参照）。

i 行旅法

行旅死亡人に関して、相続人の判明状況及び残余遺留金の引渡し状況を調査した 15 市区町村において、事後に身元が判明し相続人へ引き渡した 8 件を除き、その残余遺留金を相続人へ引き渡している事例はみられなかった。これについては、行旅死亡人本人の身元が不明であるため、市区町村において相続人等調査も行っていないためである。

ii 墓埋法

墓埋法適用死亡人に関して、相続人の判明状況及び残余遺留金の引渡し状況を調査した 49 市区町村において、残余遺留金が発生した事例 821 件のうち、相続人が判明したものが 193 件（相続人が存在しないことが判明した 16 件を含む。）みられた。そのうち、相続人が判明したにもかかわらず、相続人への引渡しに至っていないものが 120 件（62.2%）みられた。

引渡しに至っていない事例については、①生前から絶縁状態であるなど交流が途絶えていることを理由に受取を拒否されたもの、②借金などの債務が財産を上回ることが懸念されることから、相続を放棄されたもの、③相続人に文書で連絡を取ったが返答がないものなどがみられた。

iii 生活保護法

生活保護法適用死亡人に関して、相続人の判明状況及び残余遺留金の引渡し状況を調査した 41 市区町村において、残余遺留金が発生した事例 1,982 件のうち、相続人が判明したものが 895 件（相続人が存在しないことが判明した 21 件を含む。）みられた。そのうち、相続人が判明したにもかかわらず、相続人への引渡しに至っていないものが 93 件（10.4%）みられた。

引渡しに至っていない事例については、生前から絶縁状態であるなど交流が途絶えていることを理由に受取を拒否されたものなど、墓埋法と同様の状況がみられた。

表 5-(1)-① 相続人の判明状況及び残余遺留金の引渡し状況

法律	市区町村数	残余遺留金発生件数	相続人判明				相続人不明	相続人が判明したか不明
				相続人へ引渡し	相続人へ引き渡せず	引き渡したか不明		
行旅法	15	97 (100%)	16 (16.5%) <100%>	8 <50.0%>	8 <50.0%>	0 <0.0%>	36 (37.1%)	45 (46.4%)
墓埋法	49	821 (100%)	193 (23.5%) <100%>	66 <34.2%>	120 <62.2%>	7 <3.6%>	54 (6.6%)	574 (69.9%)
生活保護法	41	1,982 (100%)	895 (45.2%) <100%>	145 <16.2%>	93 <10.4%>	657 <73.4%>	161 (8.1%)	926 (46.7%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「相続人判明」、「相続人不明」及び「相続人が判明したか不明」の欄に記載の（ ）内の割合は、「残余遺留金発生件数」に占める割合を算出した。

3 「相続人へ引渡し」、「相続人へ引き渡せず」及び「引き渡したか不明」の欄に記載の< >内の割合は、「相続人判明」の件数に占める割合を算出した。

(イ) 残余遺留金の発生金額

調査対象市区町村において、基礎調査対象期間に残余遺留金が発生した事例から、調査対象市区町村の協力を得られた範囲で以下のいずれかの方法により該当する事例を抽出し、各事例の残余遺留金の金額を調査した。

① 基礎調査対象期間に発生した残余遺留金の金額が分かる事例を全て抽出する方法

② 法律ごとに直近で発生した事例を中心に抽出する方法（抽出件数は1件～47件と、市区町村ごとに幅がある。）

残余遺留金が発生し、相続財産管理制度を活用する場合は、予納金^(注)が必要となっている。予納金の金額は事例によって幅があるものの、家庭裁判所の中には、30万円以上の預貯金等があれば予納金を不要とする独自の運用をしている事例がみられた。

これを踏まえ、残余遺留金額が30万円以上であったものの割合をみると、以下の表5-(1)-②のとおり、一定程度みられた。

(注) 相続財産の内容から、相続財産管理人が相続財産を管理するために必要な費用（相続財産管理人に対する報酬を含む。）に不足が出る可能性がある場合には、相続財産管理人が円滑に事務を行うことができるように、申立人が相当額をあらかじめ支払うもの。

表 5-(1)-② 残余遺留金の発生金額別件数

法律	残余遺留金発生事例があった市区町村数 ^(注3)	残余遺留金発生事例ごとの金額を把握できた件数 ^(注4) (A)	30 万円以上の事例（現金のみ）の件数(B)	現金のみの割合 (B/A)	30 万円以上の事例（預貯金を含む。）の件数(C)	預貯金を含めた割合 (C/A)
行旅法	15	58	15	25.9%	15	25.9%
墓埋法	49	320	100	31.3%	107	33.4%
生活保護法	41	642	74	11.5%	136	21.2%
合計		1,020	189	18.5%	258	25.3%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 実地調査の調査対象市区町村の事例を抽出して集計した。

3 残余遺留金が発生した事例があった市区町村の数を集計した。

4 市区町村の協力が得られ、残余遺留金発生事例ごとの金額を把握できた事例の件数を集計した。

(2) 相続財産管理制度

ア 制度の概要

相続財産管理制度は、民法第 952 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、相続人のあることが明らかでないときに、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所が相続財産管理人を選任し、相続財産管理人は、相続債権者等に対する請求申出の公告や相続人搜索の公告等を経て、被相続人の債務などの清算を行う制度である。

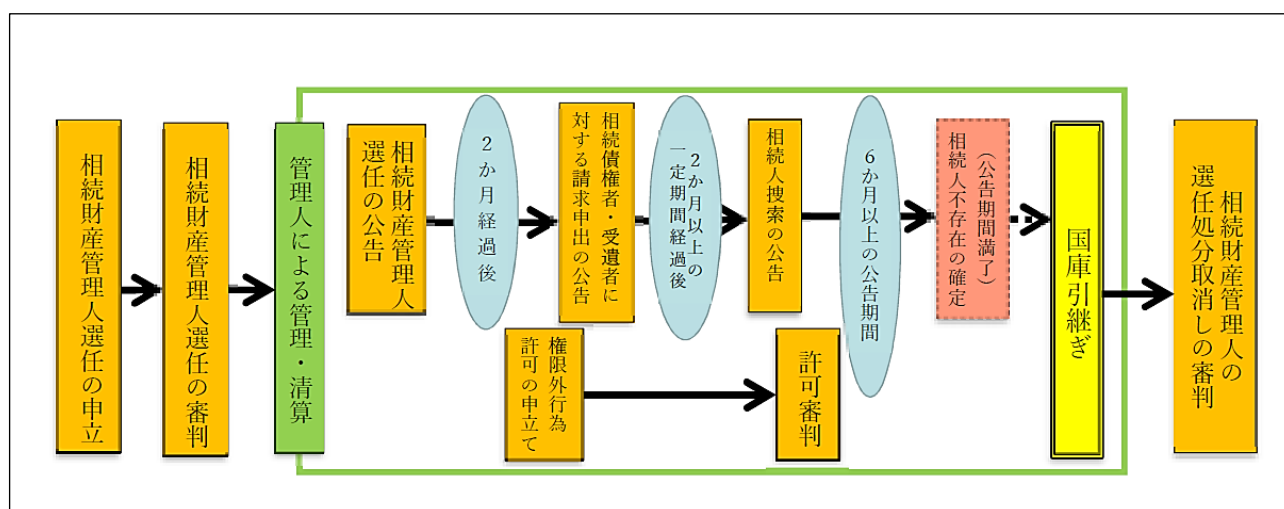
相続財産管理人は、被相続人の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることとされている。

残余遺留金の処理について、生活保護法施行規則第 22 条第 2 項において、相続財産管理人の選任により難い場合に弁済供託制度を活用することができるとされている。

また、行旅死亡人及び墓埋法適用死亡人については、手引において、相続財産管理制度と弁済供託制度のどちらを活用するかについて規定はないとしつつ、相続人保護の観点から、相続財産管理人の選任により難い場合に弁済供託制度を利用することが望ましいとされている。

相続財産管理制度に係る手続の流れは、手引において、図 5-(2) のとおり示されている。

図 5-(2) 相続財産管理制度に係る手続の流れ



(注) 手引から抜粋した。

相続財産管理人の選任申立てにおける必要書類については、手引において、申立書のほか、被相続人である死亡人の出生時から死亡時までの戸籍謄本を始め、当該死亡人に相続人がないことを示すため、表 5-(2)-①の資料が必要であるとされている。

表 5-(2)-① 手引 (抜粋)

- 亡くなった方の出生時から死亡時までの全ての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 亡くなった方の父母で死亡している方がいらっしゃる場合、その出生時から死亡時までの全ての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 亡くなった方の子（及びその代襲者。民法第 887 条）で死亡している方がいらっしゃる場合、

その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までの全ての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

- ・ 亡くなった方の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ・ 亡くなった方の兄弟姉妹（及びその代襲者としてのおい・めい。民法第889条第2項）で死亡している方がいらっしゃる場合、その兄弟姉妹（及びその代襲者としてのおい・めい）の出生時から死亡時までの全ての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ・ 亡くなった方の住民票除票又は戸籍附票
- ・ 相続財産の存在を証する資料（残余遺留金の保管証明書等。その他、存在が判明している財産がある場合には、登記事項証明書や通帳の写し等）
- ・ 自治体が利害関係を有することを証する資料（残余の遺留金の保管証明書等）
- ・ 財産管理人の候補者がある場合にはその住民票又は戸籍附票

また、選任申立てにおける費用については、収入印紙800円分、連絡用の郵便切手代、官報公告料4,230円が必要となるほか、前記5(1)のとおり、相続財産の内容から、相続財産管理人が相続財産を管理するために必要な費用（報酬を含む。）に不足が出る可能性がある場合、申立人は相当額を予納金として納付することが必要となっている。

イ 基礎調査結果

基礎調査において、基礎調査対象期間に残余遺留金が発生した事例のうち、相続財産管理人の選任申立てを行った市区町村数及び選任申立て事例件数は、以下の表5-(2)-②のとおり、行旅法10市区町村10件、墓埋法53市区町村84件、生活保護法26市区町村46件であった。

表5-(2)-② 残余遺留金に係る相続財産管理制度の活用状況

区分	法律	行旅法		墓理法		生活保護法		件数の 合計
		市区町 村数	件数	市区町 村数	件数	市区町 村数	件数	
残余遺留金発生件数が1件以上 と回答		77	235	278	1,617	175	4,086	5,938
うち、選任申立て事例件数が 1件以上と回答		10	10	53	84	26	46	140

(注) 当省の調査結果による。

ウ 実地調査結果

(7) 相続財産管理制度の活用状況

調査対象市区町村に対し、相続財産管理制度の活用状況について調査した結果、当該制度を利用した事例（検察官申立て事例も含む。）は、行旅法3市区町村3件、墓埋法17市区町村33件、生活保護法11市区町村17件みられた。

一方で、残余遺留金が発生したにもかかわらず、相続財産管理制度を利用していない市区町村にその理由を調査したところ、残余遺留金が明らかに予納金額に満たなかったためとしているもの以外に、①身元不明である行旅死亡人の場合は、戸籍調査ができず「相続人の

あることが明らかではないとき」に該当しないので対象外であると考えているため、②死亡人の財産の全体像を把握する調査をしていない又は調査することに疑問があるため、③相続人がいないことを調査するなど手続が煩雑と思われるため、④相続人が相続放棄手続に非協力的で手続が完了していないなど、制度利用の要件に該当しないため、⑤制度を利用したことがなく、どのように手続をするのか分からないため、⑥費用負担や業務負担を考慮し、弁済供託制度を利用した・検討中のためなどとしている。

このうち、上記①については、手引のフロー図において、行旅死亡人は「身元不明である等の理由で戸籍調査自体が困難」に当てはまり、「債権者不確知を理由とする弁済供託」をすることと示されていることから、相続財産管理人の選任申立てをすることはないとする市区町村もみられた。これについて、法務省に確認したところ、「身元不明の行旅死亡人であっても、「相続人のあることが明らかではないとき」に当たる場合には、相続財産管理人の選任請求は可能と解される。どのような場合に「相続人があることが明らかではないとき」に当たるかは案件ごとの裁判所の判断になるが、申立人において関係者への聴取や遺留物品の確認等によってもその身元が不明であることを示す資料を提出することで選任請求が可能になると考えられる。」とのことであった。

現在の手引の記載は、行旅死亡人に相続財産管理制度は適用できないとの誤解を招いているため修正し、身元不明の行旅死亡人について、関係者への聴取や遺留物品の確認等を行ってもその身元が不明であることを示す資料を提出することで、相続財産管理制度が活用できることを市区町村等に周知する必要があると考えられる。

(イ) 相続財産管理制度の活用において苦慮している事例

市区町村等が制度を活用する際、弁済供託制度よりも相続財産管理制度のほうが要件の確認や必要書類の準備などの事務負担が重いと考えられるが、前記アのとおり、相続人保護の観点から、相続財産管理制度の活用を優先することとされている。

他方で、調査対象市区町村においては、相続財産管理制度を活用した場合、残余遺留金は最終的に国庫に帰属するため、市区町村の収入には一切ならず、市区町村が事務負担と時間をかけて相続財産管理人の選任申立てをするメリットがないとの意見（5 市区町村）や、相続財産管理制度を活用したことがなく、具体的な手続の方法も分からないとの意見（3 市区町村）、費用負担も少なく比較的手続も簡易な弁済供託制度を活用したいとする意見（1 市区町村）などもみられた。

相続財産管理制度の活用の支障となっている点を把握するため、調査対象市区町村に対し、当該制度の活用において苦慮している点を調査した。その結果、以下の事例がみられた（詳細は表 5-(2)-③参照）。

- ① 相続財産管理人の選任申立てを要する場合が生じたことを検察官に相談したが、検察官から、市区町村が利害関係人に該当するなどとして市区町村が申立てをすべきと説明されたもの（2 市区町村）
- ② 家庭裁判所から、市区町村が利害関係人であることの根拠を示すように求められ、書類作成の追加作業が発生したもの（2 市区町村）

- ③ 家庭裁判所や検察官から書類の追加提出の指示があり、作業が負担となっているもの（4 市区町村）
- ④ 不動産や株式等の財産の調査が負担となっているもの（2 市区町村）
- ⑤ 相続人全員に相続放棄の手続をしてもらうことが必要であり、相続人への意思確認等に時間がかかっているもの（5 市区町村）

表 5-(2)-③ 相続財産管理制度の活用について苦慮している事例（主なもの）

- ・ 相続財産管理人の選任申立てについて検察庁に相談したところ、遺留金を管理する立場から市区町村が家庭裁判所に選任申立てすることは可能であること、地方公共団体が保管する遺留金に関して、検察官が申立てを行った事例は一度もないことなどを理由として、検察官から市区町村が申立てをすべきと説明されたことがあり、市区町村が申し立てるものであるか否かの判断に苦慮した。
- ・ 家庭裁判所から、市区町村が利害関係人であることの根拠を示すように求められ、手続が増えるなど対応に苦慮した。
- ・ 死亡人の離婚した妻の出生から死亡までの戸籍謄本の提出を追加で求められるなど、必要性が不明確な資料を求められることに苦慮した。
- ・ 財産目録（現金、預貯金、株式等の相続財産の内容が分かるようにまとめられたもの）などの6種類の新たな書類を追加で求められたことがあり、手続が増えることに苦慮した。
- ・ 可能な範囲で確認するようにとのことではあったが、残余遺留金以外にも不動産等の財産があり、それらの把握が大変であった。また、財産を把握するため口座残高を金融機関に照会した際、証明手数料を求められ、公用である旨の理解を得ることに苦慮した（最終的には、検察庁に相談し、同庁から教示のあった根拠法令を金融機関に示すことで手数料なしで発行してもらうことができた。）。
- ・ 相続財産管理人の選任のためには、相続人への意思確認を行う必要があるほか、相続人全員に相続放棄の手続をしてもらう必要があるため、時間がかかることなどに苦慮した。

（注） 当省の調査結果による。

このうち、上記①及び②に関して、市区町村等は利害関係人に該当するのか、利害関係人が存在する場合であっても検察官による申立ては可能か、また、検察官が請求人に含まれているのはなぜか、法務省に確認したところ、「一般に、地方公共団体において残余遺留金を保管している場合には、当該地方公共団体は、相続財産法人^{（注1）}に対して当該遺留金を返還する義務を負っているため、相続債務者として、利害関係人に該当すると考えられる。」「また、法律上、相続財産管理人の選任請求権者は利害関係人及び検察官とされており、両者に優劣関係はない。」「相続人がないことが明らかな場合において相続財産は国に属すべきものになるため、国もその利害関係人になることから、公益の代表者として検察官を加えたもの」としている。調査対象市区町村においても、①のように検察官に市区町村が申し立てるべきとされた事例がある一方で、検察官が申立てを行った事例もみられた。これについて、法務省は、「両者に法律上の優劣関係はないが、「一般的には、利害関係人によって選任の請求がなされるが、検察官を請求権者としているのは、将来出現するかもしれない

相続人の利益と公益の維持のためである」^(注2)とされている。市区町村等が利害関係人に当たるのであれば、検察官が申し立てる必要はない。」との見解を示している。

しかしながら、行旅死亡人については、警察等の調査で事後的に身元が判明した場合を除き、市区町村等が戸籍調査等を行うことができないため、相続人の有無について調査することができず、相続人保護の要請が高いことから、検察官が申立てを行うこともできる。これについては、法務省とも確認済みである。

(注) 1 民法第951条において、「相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。」とされている。

2 「相続法逐条解説（中巻）」（日本加除出版）234ページから引用した。

なお、相続財産管理人の選任請求における必要書類の準備や申立費用等については、誰が負担することとなっているのか、法務省に確認したところ、「基本的には申立人が準備しており」、「申立人が検察官であれば、基本的には国が準備することになる。」、「市区町村等が利害関係人に当たるにもかかわらず、検察官が申立てをするということは、相続財産管理人の報酬を含めた申立等費用の準備の負担を国が肩代わりするということになりかねず、公平性という観点からも逸脱するものとなることから、一次的には、市区町村等において申立てを行うことが相当である。」としている。

上記③に関して、法務省は、案件によって求める資料が異なることから、不要な資料を求めたものとは限らないとしているが、家庭裁判所等は、市区町村等に書類を求める際は、どのような理由で必要なものなのか市区町村等の理解を得られるように説明を行う必要があると考える。

上記④に関しては、申立てに当たって必要となる「相続財産の存在を証する資料」の作成の際に、申立人による財産の調査は必要なのかどうか法務省に確認したところ、「家事事件手続法（平成23年法律第52号）第56条第2項において家事審判の当事者は、事実の調査等に協力するものとされ、また、家事事件手続規則（平成24年最高裁判所規則第8号）第37条第3項において、家庭裁判所は、家事審判の申立人等に対し、手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができるとされているため、申立人による財産調査が一般に不要であるとまでは言えず、案件に応じ、上記の法令の規定に沿って、可能な範囲での財産調査が行われることが円滑な審理に資するものと考えられる。」、「引取者のない死亡人の遺留品等によってもその他の財産の存在を知り得ないようなケースでは、財産調査が事実上不可能な場合もあり得ると考えられる。」、「家事事件手続法上、市区町村等が相続財産管理制度の申立てをするために相続財産を調査する権限について一般的に定めた規定はない。」としている。

これを踏まえ、厚生労働省に確認したところ、「行旅法第12条（墓埋法第9条第2項に基づく準用）、生活保護法施行規則第22条第2項に基づき保管する遺留金品以外の財産を市区町村等が調査する権限を定めた規定はない。」としている。

そのため、市区町村等において可能な範囲で財産調査を行うことが家庭裁判所の円滑な審理に資するとしても、市区町村等が引き取った遺留金品以外の財産の調査を行う義務は

ないものと考えられることから、申立ての際の財産調査は必須ではないものとする。これについては、法務省とも確認済みである。

したがって、法務省は、市区町村等が保管している引取者のない死亡人の遺留金品以外の財産調査を行う義務がないことを市区町村等に周知し、事務負担の軽減を図る必要があると考えられる。

【所見】

したがって、法務省は、相続財産管理制度を活用した残余遺留金の解消を推進する観点から、以下の事項を手引等により市区町村等に対し明確に示す必要がある。

- ① 身元不明の行旅死亡人についても相続財産管理制度が活用できること。
- ② 国が相続人保護の観点から弁済供託制度よりも相続財産管理制度を活用することが望ましいとしていることを踏まえ、行旅死亡人の遺留金のように相続人保護の要請が高い場合などでは検察官が申立てを行うことができること。
- ③ 市区町村等が保管している引取者のない死亡人の遺留金品以外の財産の調査を行う義務はないこと。

(3) 残余遺留金の弁済供託

ア 制度の概要

弁済供託制度は、民法第 494 条に基づき、債権者が弁済の受領を拒んだ場合等に、弁済者が債権者のために弁済の目的物を供託所に寄託してその債務を免れる制度である。

葬祭を行った市区町村（長）及び葬祭扶助を行った保護の実施機関は、保管している残余遺留金を死亡人の相続人に返還する義務を負うが、相続人の存否や所在が分からない場合や、返還を申し出たものの相続人が受領を拒絶している場合に、これを返還することは容易ではないことから、そのような場合に、弁済供託制度を活用し、残余遺留金を供託することで、相続人に対する残余の遺留金の返還義務を免れることができる。

弁済供託には、大きく分けて、以下の 3 つがある。

- ① 債権者不確知を理由とする弁済供託
- ② 受領不能を理由とする弁済供託
- ③ 受領拒絶を理由とする弁済供託

供託事務は、法務局、地方法務局又はこれらの支局が供託所として取り扱っており、弁済供託は債務の履行地にある供託所にしなければならない（民法第 495 条第 1 項）。債務履行地の市区町村内に供託所がない場合には、債務履行地の都道府県内にある最寄りの供託所に供託することになる。

また、市区町村等が過失なく債権者（相続人）を知ることができないとして弁済供託をする場合には、死亡人の住所地（死亡人の住所地が不明の場合には、市区町村等の所在地）の最寄りの供託所に供託できる。

生活保護法に基づく葬祭扶助を適用した場合における残余遺留金品の取扱いについては、従前は、相続財産管理制度を活用して相続財産の管理・清算を行うこととしていたが、生活保護法施行規則の改正（令和 2 年 12 月 9 日施行）により、相続財産管理人の選任により難しい場合には、弁済供託制度を活用することもできることとなった。

なお、行旅死亡人や墓埋法適用死亡人の残余遺留金について、手引では、「相続財産管理人の選任と弁済供託のどちらを利用するかに関する規定はありませんが、この場合も相続人保護の観点から、相続財産管理人の選任により難しい場合に弁済供託制度を利用していただくことが望ましいと考えられます。」とされている。手引には、こうした制度の説明のほか、必要書類、よくある質問とその回答、事例集等が記載されている。相続財産管理制度及び弁済供託制度の概要は、以下の表 5-(3)-①のとおりである。

表 5-(3)-① 相続財産管理制度及び弁済供託制度の概要

事項	相続財産管理制度	弁済供託制度
制度の概要	相続財産管理人は、被相続人の債権者等に対して被相続人の債務の支払等の清算を行い残った財産を国庫に帰属させる。	金銭等の給付を目的とする債務を負う債務者が債権者の受領拒絶、受領不能又は債権者不確知により債務の履行をすることができない場合に、弁済の目的物を供託することにより、その債務を免れさせる。
根拠法令	民法第 951 条～第 959 条	民法第 494 条
申立・申請人	利害関係人又は検察官	債務の弁済者
申立・申請先	家庭裁判所	供託所（例えば、法務局、地方法務局又はこれらの支局、物品の場合は法務大臣指定の倉庫業者）
要件	次の①～③を全て満たすこと ① 相続の開始 ② 相続財産の存在 ③ 相続人のあることが明らかでないこと	次の①～③のいずれかを満たすこと ① 債権者不確知：弁済者の過失なくして債権者が誰であることを確知することができない ② 受領不能：弁済者がその債務の履行をしようとしても、債権者の不在や行方不明等債権者側の事由によりその弁済の受領をすることができない ③ 受領拒絶：弁済者が債務の本旨に従った弁済の提供をしたにもかかわらず、債権者がこれに応じないで受領を拒否
主な必要書類	- 被相続人やその父母等の出生時から死亡時までの全ての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本 - 相続人に関する戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本 - 被相続人の住民票除票又は戸籍附票 - 相続財産の存在を証する資料 （利害関係人として申し立てる場合）利害関係を有することを証する資料 - 財産管理人の候補者がある場合にはその住民票又は戸籍附票	- 供託書 - 委任状（代理人がする場合に必要） - 封筒及び郵便切手（供託書正本の送付を希望する場合、被供託者に供託通知書の発送を希望する場合）
費用	- 収入印紙 800 円分 - 連絡用の郵便切手 - 官報公告料 4,230 円 - 相続財産管理人が相続財産を管理するために必要な費用（管理人に対する報酬を含む。）	- 郵便切手代、振込手数料（振込方式による供託の場合に限る。） - 物品の場合、保管費用
財産の最終的な行先	（清算・分与後に残余財産がある場合） <u>国庫に帰属</u>	供託物払渡請求権（取戻請求権及び還付請求権）の時効が完成し、供託官が歳入納付手続を行うと、 <u>国庫に帰属</u>

（注） 裁判所、法務省ホームページ等に基づき当省が作成した。

イ 基礎調査結果

基礎調査において、残余遺留金の弁済供託制度による処理の検討状況を調査した。その結果は以下のとおりである（詳細は表 5-(3)-②を参照）。

表 5-(3)-② 残余遺留金に係る弁済供託制度の活用の検討状況

区分	法律	行旅法	墓埋法	生活保護法
基礎調査対象期間に残余遺留金あり		77 (100%)	278 (100%)	175 (100%)
ア 弁済供託を検討したが、断念した事例あり		3 (3.9%)	7 (2.5%)	9 (5.1%)
イ 弁済供託を検討中の事例あり		11 (14.3%)	44 (15.8%)	35 (20.0%)
ウ 検討したことがない		62 (80.5%)	216 (77.7%)	130 (74.3%)
エ 回答なし		2 (2.6%)	12 (4.3%)	5 (2.9%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 数値は市区町村数である。()内の割合は、「調査対象期間に残余遺留金あり」の市区町村に占める割合である。

3 該当するものを複数選択しているため、アからエまでの合計が「調査対象期間に残余遺留金あり」と一致しない。

ウ 実地調査結果

(7) 弁済供託制度の活用状況

実地調査において、平成30年4月1日以降の弁済供託制度の活用状況を調査したところ、行旅法は6市区町村7件（全て債権者不確知を理由とするもの）、墓埋法は13市区町村36件（うち、債権者不確知を理由とするもの18件、受領不能を理由とするもの5件、受領拒絶を理由とするもの13件）、生活保護法は22市区町村28件（うち、債権者不確知を理由とするもの13件、受領不能を理由とするもの1件、受領拒絶を理由とするもの14件）の活用実績がみられた。

また、調査時点では活用していなかったが、今後具体的な活用が見込まれる事例があるとする市区町村も9市区町村みられた。

他方、弁済供託制度の活用を検討したことがない市区町村は、その理由について、対象となる残余遺留金発生事例がなかったとするもののほか、①業務多忙・他の業務を優先しているため、②残余遺留金が累積することに余り問題意識を持っていないため、③弁済供託制度が活用できることを承知していなかった・市区町村の規程に反映できていないためなどとしている。

(イ) 弁済供託制度の活用において苦慮している事例

活用した市区町村からは、「手引の内容が分かりやすく、簡単に申請することができた。」、「供託所と相談しながら作業を進めたため特に問題は生じなかった。」といった手引や供託所の対応を評価する意見や、「事務的負担はそれほど重くなく、現金を保管したくないことから金額にかかわらず利用したい。」、「相続財産管理制度より手続が簡易であり、今後、金額が大きな残余遺留金が発生した場合にも、弁済供託制度の活用を検討したい。」といった弁済供託制度の利用に前向きな意見がみられた。

その一方で、手続に当たって苦慮した点として、①供託所への入金期間が短く会計処理に

苦慮した、②相続人の意思確認が不十分とされた、③預金を供託しようとし、法務局から供託書の作成を行うよう指示があったものの、預金を引き出せないため断念した、④被供託者が海外在住の場合、債務履行地を管轄する供託所がないといった事例がみられた。

また、市区町村の内部規程においてケースワーカーが現金を取り扱ってはいけないこととしているため、窓口供託金を持ち込むことができず、市区町村からの振込手続に必要な書類の記入も供託所に断られたため、供託制度の活用を断念したという市区町村がみられた。当該市区町村は、一部の管理職等は現金を取り扱えるが、人数が少なく、遺留金の発生事例は、基礎調査対象期間に 500 件以上発生しており、とても対応しきれないとしている。

市区町村が苦慮した事例について、法務省に見解を確認した結果が、以下の表 5-(3)-③のとおりである。「供託金の入金期間」、「相続人の意思確認」、「文書の保存期間を経過している事例の供託」、「預貯金の供託」については、供託所から市区町村に対し適切に教示することによって改善できると考えられる。

なお、電子納付による入金について市区町村からは、「現時点では当市区町村においてインターネットバンキングを使った納付方法が確立されていないこと、ペイジーを活用した納付のノウハウがないことから、口座振込のほうが対応しやすい。」、「電子納付を用いたとしても、結局ATMに払い込む際、ケースワーカーが現金を取り扱う必要があるため、市区町村のマニュアル上対応できない。」といった意見がみられ、実際に電子納付を用いた事例はなかった。

表 5-(3)-③ 弁済供託制度の活用にあたり市区町村の苦慮事例についての法務省の見解

No.	苦慮事例	法務省の見解
1	【供託金の入金期間】 供託所への入金期間が短く（1 週間であった事例 1 件、2 週間であった事例 1 件あり）、会計処理に苦慮した。	供託金の納付方法は、現金、電子納付、振込方式による入金が可能。遺留金の額が増減することはないと考えられるため、あらかじめ準備しておくことが可能と考える。 なお、供託事務取扱手続準則（昭和 47 年 3 月 4 日民事甲第 1050 号法務省民事局長・法務省大臣官房会計課長通達）第 37 条本文で「・・・納入期日は、供託を受理した日から一週間以後の日でなければならない。」と規定している。
2	【供託金の入金方法】 ケースワーカーが現金を取り扱ってはいけない規定になっているため、窓口供託金を持ち込むことができず、市区町村からの振込手続に必要な書類の記入も供託所に断られたため、供託制度の活用を断念した。	供託金の提出方法として、電子納付によることも可能。電子納付とは、金銭の供託をしようとする者からの申出により、供託官の告知した納付番号等の電子納付に必要な情報による供託金の納付を受けることができるものである。電子納付は、インターネットバンキングやマルチペイメントネットワークに対応する A T M等を利用することによって供託金の払込み等を可能としたものであり、手数料は、原則として不要である。
3	【相続人の意思確認①】 相続人の意思確認は文書送付だけでは不可で、直接相続人と話をする必要があると教示され、手続が中断している事例がある。	供託官の審査権限は、申請書及び法定の添付書類等のみに基づいてする、いわゆる形式審査（書面審査）の範囲にとどまると解されており、御照会の受領拒絶の意思確認の方法についても、供託書の記載から判断する。
4	【相続人の意思確認②】 相続人の受領拒絶の意思確認は 2 回行う必要があると教示され、海外在住の相続人に国際電話をかけるなどの手数料がかかった。	したがって、供託申請前に行われる意思確認の方法について、あらかじめ供託所は関与する立場にはなく、市区町村が供託書に記載した個別具体的な内容に基づいて供託の可否を判断することとなる。 なお、個別具体的な事案に基づく供託書への記載については、手引に例示することは困難だが、供託所において相談に応ずることができる。
5	【預貯金の供託】 預金を供託しようとし、法務局から供託書の作成を行うよう指示があったものの、預金を引き出せず、申請していない。	法務局に対して供託する場合の供託物は、金銭、有価証券又は振替国債に限られている。

No.	苦慮事例	法務省の見解
6	【取扱い供託所の明示①】 被供託者が海外在住であるため、債務履行地を管轄する供託所がない状況で、最終的には供託者の住所地を管轄する法務局で受け付けられることとなったが、通常の事例よりも1か月程度多くの期間を要した。	被供託者が海外に在住しているため、債務の履行地に供託所がないことになる場合には、被供託者が、距離的、時間的及び経済的にみて供託物を受領するのに最も便利な供託所に供託をすることになると考えられ、個別具体的な事案に応じた判断が必要となることから、事前に供託所に相談してください。
7	【取扱い供託所の明示②】 供託書の提出先は死亡人の兄弟姉妹の住所地を管轄する法務局それぞれに対し、提出する必要があると聞いているが、最寄りの法務局1か所に書類を提出すれば手続が完了するようにしてほしい。	前提となる事実関係を含め、御要望の内容を必ずしも理解できていないかもしれないが、御要望は、一定の場合において、債務の履行地（民法第484条第1項に基づき、金銭債務については、原則として債権者の住所地となる。）の供託所以外の供託所に対し、弁済供託をすることができるようにしてほしい、という御趣旨と理解した。そのような御趣旨だとすると、御照会の対応をすることは、できかねる。弁済供託については、債務の履行地の供託所にしなければならないためであり（民法第495条第1項）、そのような対応を検討する余地はないと考える。
8	【文書の保存期間を経過している事例の供託】 記録の保管年限（5年）を経過し、弁済供託に必要な資料がそろわず、供託手続ができない昭和や平成初期に発生した事例が多い。 過去に告示したかどうか分からない事例について、改めて告示を行う試みを始めており、この方法が有効であれば、残余遺留金の処理が進む。	告示を行った時期等が不明の場合は、改めて告示を行うことなどが考えられる。 また、告示を行ったことは確実であるもののその詳細な時期等が不明の場合においても、各市区町村において把握できる限りの情報として、例えば、「昭和○年月日不詳」とし、その他の「供託の原因たる事実」欄の記載と併せて法定の手続が執られた事実が供託官において推認できる程度の情報が供託書に記載されている場合には、供託を受理する余地があるので、供託所に相談されたい。 いずれにせよ、個別の行旅死亡人に関する具体的事実関係に基づき、現時点で「債権者を確知することができないとき」との要件に該当する場合には、供託を受理することとなる。

（注） 当省の調査結果による。

さらに、供託所による教示の誤りや、供託所ごとの取扱いのばらつきと思われる事例として、①親族が全くおらず、受領を拒否された事例ではないと供託所から指摘され、供託できなかった事例、②最寄りの供託所から、相続放棄した相続人の居住地の供託所で手続を行う必要があると教示されたが、当該居住地の供託所から教示の誤りと指摘され、死亡地の供託

所に供託した事例、③全員相続放棄を行っている場合、弁済供託制度は利用できないと教示された事例、④相続人 2 人の受領拒絶により、それぞれの居住地の供託所に相談したところ、一方は相談どおり受理されたが、もう一方は複数回にわたって再提出を求められ苦慮した事例といったものがみられたことから、供託所たる法務局、地方法務局又はこれらの支局への適切な情報提供も必要であると考えられる。

なお、手引における弁済供託制度の説明に関しては、市区町村から以下のとおり改善を求める意見・要望がみられた。

- ① 手引において、「墓埋法が適用される場合や行旅死亡人の場合」にも、「相続財産管理人の選任により難しい場合に弁済供託制度を利用していただくことが望ましい」と記載されているため、供託所内での取扱いがより慎重となっており、手続が進まない要因となっている。また、供託書の記載例に、墓埋法に関する遺留金の記載例がないため、供託所内での取扱いに協議が必要とのことで手続が長期化する一因となっている。
- ② 各地方公共団体からの個別事例の照会を基に Q & A を増やしてほしい。
- ③ 手引における弁済供託制度の説明は、Q & A 形式となっているが、供託手続の時系列順にしてほしい。

(ウ) 残余遺留金の処理の在り方に関する意見・要望

残余遺留金への処理の在り方について、市区町村から以下のような意見・要望がみられた。

- ① 遺留金は最終的には国庫に帰属するが、市区町村の払うコストは大きいので、そのコストに見合う対価として、例えば、休眠預金の活用の制度のように、遺留金を市区町村が使えるようにするなど、市区町村が遺留金の管理を行うインセンティブのようなものがあっても良いのではないか。
- ② 最終的に国庫に帰属させる手続であるから、手続に要する費用は国庫補助金等の対象としてほしい。

【所見】

したがって、法務省は、引取者のない死亡人の残余遺留金の弁済供託制度の活用を一層推進する観点から、市区町村等から供託所への問合せ等を基に制度活用にあたって市区町村等が対応に苦慮している事例や手続が円滑に進んでいない事例を把握し、全国の供託所において適切な教示を行うことができるよう、運用を改善する必要がある。

また、法務省は、供託手続に関する相談を、市区町村等の最寄りの供託所などでも受け付けていることを手引により明示する必要がある。

さらに、法務省は、事例を把握した結果、類似の内容が多数寄せられている場合などは、手引に反映し市区町村等に周知することを検討する必要がある。

(4) 残余遺留物品の弁済供託

ア 制度の概要

供託法（明治 32 年法律第 15 号）第 5 条第 1 項において、法務大臣は、物品を保管する倉庫営業者を指定することができるとされており、同条第 2 項において、倉庫営業者は、供託物がその営業の部類に属する物であり、かつ保管可能な数量に限って、供託物を保管する義務を負うとされている。

また、供託法第 7 条において、倉庫営業者は、供託物を受け取るべき者に対し、一般に同種の物について請求する保管料を請求することができるとされている。

残余遺留物品の弁済供託について、手引においては、以下の表 5-(4)-①のとおり記載されている。

表 5-(4)-① 手引（抜粋）

Q 5 : 遺留金品のすべてを換価することができず、現金のほかに物品等が残ってしまった場合に、これらの物品等を弁済供託することはできますか。
A : 物品については、法務局若しくは地方法務局又はその支局を供託所として供託することはできません。この場合には、法務大臣が指定した倉庫業者が供託所となって、供託事務を取り扱います（供託法（明治32年法律第15号）第 5 条）。物品の供託は定められた書式による供託書を作成して、物品とともに倉庫業者に交付することになりますが、この供託には保管料を要することになります。
ただし、物品が供託に適しないときや供託することが困難な事情があるときには、裁判所の許可を得て競売し、その代金を供託することができます（民法第497条）。

イ 基礎調査結果

基礎調査において、残余遺留物品の弁済供託制度による処理の検討状況を調査したところ、以下の表 5-(4)-②のとおり、基礎調査対象期間に弁済供託を検討したが断念した事例があるものが、行旅法については、516 市区町村のうち 2 市区町村、墓埋法については、522 市区町村のうち 5 市区町村、生活保護法については、452 市区町村のうち 8 市区町村みられた。

表 5-(4)-② 残余遺留物品の弁済供託制度による処理の検討状況

区分	法律名	行旅法	墓埋法	生活保護法
下記ア～ウのいずれかに回答した市区町村数		516	522	452
ア 弁済供託を検討したが、断念した事例あり		2	5	8
イ 弁済供託を検討中の事例あり		4	19	7
ウ 検討したことがない		510	498	437

(注) 当省の調査結果による。

弁済供託を検討したが断念した理由として、①法務局から遺留物品は供託できないとの回答があったため、②法務大臣が指定する倉庫営業者に問い合わせたが断られたため、③地方法務局から、小さな遺留物品を供託する事例はなく、自動車等の比較的大きな動産を保管し

弁済供託としている事例が通例との回答を受けたためなどとするものがみられた。

ウ 実地調査結果

基礎調査結果を踏まえ、実地調査において、残余遺留物品の弁済供託を断念した 5 市区町村の 5 事例について詳細を調査した。各事例の詳細は以下の表 5-(4)-③のとおりである。

表 5-(4)-③ 残余遺留物品の弁済供託を断念した事例

No.	内容
1	令和元年頃、残余遺留物品の弁済供託を検討し、法務局支局に法務大臣指定の倉庫営業者について問い合わせたが、情報を得られなかった。 市区町村職員がインターネットで倉庫営業者を探し出し、供託について相談したところ、当該倉庫営業者から、法務大臣指定になっていることは承知しているが、費用の折り合いがつかないとして断られた。
2	令和 3 年 5 月、警察署から引き取った死亡人の現金及び所持品を供託できるかについて、地方法務局支局へ電話で確認したところ、現金含む所持品の詳細を F A X するよう依頼された。F A X を送信したところ、地方法務局支局から、相続財産管理人を選任できるか裁判所へ問い合わせるよう指示され、相続財産管理人を選任できない場合に供託できると説明された。また、供託することになった場合、現金は供託できるが通帳を含む所持品については供託できないと言われ、通帳については現金化するよう指示された。 死亡人の所持品は、印鑑や自動車運転免許証、クレジットカード、財布等であった。
3	地方法務局に遺留物品の弁済供託の可否を確認したところ、制度上は利用できるが、物を保管する場所がないとの説明を受けた。
4	遺留物品の弁済供託を検討していたわけではなく、一般的な照会として、預金通帳の弁済供託を行うことが可能かにつき、令和 3 年 7 月に地方法務局へ確認した。 同法務局からは、法務大臣の指定する倉庫営業者に遺留物品の供託が可能か照会した結果、受け付けられないと回答があったとの説明を受けた。また、遺留物品の供託が可能か否かは倉庫営業者が判断するため、倉庫営業者が物品を受け付けできないと回答していることから、遺留物品の供託はできないとのことであった。 なお、倉庫業者が受け付けできない理由については、同法務局から説明を受けていないため不明である。
5	残高のある預貯金通帳について弁済供託制度の活用を検討したものの、毎年の保管料を要することから断念した。

(注) 当省の調査結果による

その他、預貯金の弁済供託を検討中だが、預貯金の引き出しは難しく、また通帳自体を供託するとしても保管料を要するため、いずれも現実的でないとする市区町村の意見がみられた。

残余遺留物品の弁済供託に関する、市区町村から国への意見・要望として、保管料を免除してほしいとするものや、各都道府県最低 1 か所の保管場所を確保してほしいとするもの、

残余遺留物品の弁済供託に関する申請の手續・方法を提示してほしいとするもの等がみられた。

法務省は、法務大臣指定の際に告示されていることを理由として、倉庫営業者の一覧を公表していないが、令和5年3月現在、全国で17業者が指定されている。直近の指定は昭和11年5月17日となっており、現在までの86年以上の間、新たな指定はされていない。

また、残余遺留物品の弁済供託にかかる保管料について、法務省は、保管料は同省が定めるものではなく、供託法第7条の規定に基づき、個別の供託において倉庫営業者が請求するものとされており、倉庫営業者ごとの保管料の把握もしていないとしている。

さらに、倉庫営業者ごとの供託可能な物品の品目についても把握していないとしており、今後も保管料や物品の品目について把握する予定はないとしている。

手引においては、制度上、物品の供託の実施が可能であるとの記述となっているが、表5-(4)-③のとおり、倉庫営業者から供託を断られる等の事情から、物品の供託が実施できた事例はみられず、事実上、物品の供託を行うことは困難となっている。

こうした実態を踏まえると、市区町村等が、物品の供託は可能であると読み取れるような手引の書きぶりは、見直す必要があると考える。

供託以外の残余遺留物品の取扱いとしては、後記6(2)のとおり、行旅法第12条ただし書や生活保護法施行規則第22条第3項において、遺留物品に滅失や毀損のおそれがあるとき、又は保管に不相当の費用・手数を要するときは、売却・棄却が可能であるとされており、市区町村等においては、これらの方法によって対応せざるを得ないと考えられる。

【所見】

したがって、法務省は、残余遺留物品の供託が事実上困難であることを、手引に明記することが必要である。

6 残余遺留金品の保管等

(1) 残余遺留金の保管等の状況

ア 制度の概要

引取者のない死亡人の葬祭費用に、死亡人の遺留金を充当してもなお、残余遺留金があり、相続人等への引渡しができなかった場合には、前記 5(2) 及び 5(3) のとおり、民法上、相続財産管理制度や弁済供託制度を利用することとなる。

しかし、当省の調査時点では、残余遺留金が発生した全ての事例に対し、必ずしもいずれかの制度が活用されている状況ではなかった。

相続人等への引渡しや相続財産管理制度、弁済供託制度の活用ができなかった残余遺留金は、市区町村等が引き続き保管するほかないが、地方自治法第 235 条の 4 第 2 項において、地方公共団体は、債権の担保として徴するもののほか、地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ保管することができないとされている。

イ 基礎調査結果

基礎調査において把握した遺留金の保管状況は、以下の表 6-(1)-①のとおりであり、墓理法及び生活保護法は、平成 30 年 3 月 31 日から令和 3 年 10 月末日にかけて、遺留金を保管していた市区町村の割合及び 1 市区町村当たりの遺留金保管額がともに増加している。

また、令和 3 年 10 月末日時点で、遺留金を歳入歳出外現金として保管していたものは、行旅法 29 市区町村、墓理法 60 市区町村、生活保護法 54 市区町村みられた。

表 6-(1)-① 各年度末等時点の遺留金の保管状況

法律	時点	0 件と回答した市区町村数	1 件以上と回答した市区町村数	回答した市区町村数の合計 (A)	保管総額 (B)	1 市区町村当たりの保管額 (B/A)
行旅法	平成 30 年 3 月 31 日	575 (94.9%)	31 (5.1%)	606 (100%)	5,913 万 8,393 円	9 万 7,588 円
	令和 3 年 3 月 31 日	554 (90.2%)	60 (9.8%)	614 (100%)	1 億 8,625 万 8,519 円	30 万 3,353 円
	令和 3 年 10 月末日	554 (90.2%)	60 (9.8%)	614 (100%)	1 億 6,190 万 980 円	26 万 3,682 円
墓理法	平成 30 年 3 月 31 日	442 (85.3%)	76 (14.7%)	518 (100%)	2 億 4,354 万 4,341 円	47 万 163 円
	令和 3 年 3 月 31 日	384 (69.8%)	166 (30.2%)	550 (100%)	5 億 4,821 万 576 円	99 万 6,747 円
	令和 3 年 10 月末日	352 (63.3%)	204 (36.7%)	556 (100%)	6 億 6,017 万 909 円	118 万 7,358 円

法律	時点	0件と回答した市区町村数	1件以上と回答した市区町村数	回答した市区町村数の合計 (A)	保管総額 (B)	1市区町村当たりの保管額 (B/A)
生活保護法	平成30年 3月31日	356 (81.8%)	79 (18.2%)	435 (100%)	10億265万8,748円	230万4,963円
	令和3年 3月31日	309 (67.2%)	151 (32.8%)	460 (100%)	12億4,276万178円	270万1,653円
	令和3年 10月末日	294 (62.0%)	180 (38.0%)	474 (100%)	13億2,748万7,748円	280万607円

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内の数値は、「回答した市区町村数の合計」に対する割合であり、小数第2位を四捨五入している。

3 「1市区町村当たりの保管額 (B/A)」欄は、1円未満を四捨五入している。

ウ 実地調査結果

調査対象市区町村のうち、令和3年10月末日時点で、残余遺留金を保管していたとする市区町村における保管状況は、以下の表6-(1)-②のとおりであった。行旅法、墓埋法及び生活保護法いずれも歳入歳出外現金として保管している市区町村が最も多く見られたが、一方で、市区町村が歳入歳出外現金としてではなく、一時預かり金や一時取扱金、予算外の現金等といった実務上一時的に預かっている現金（以下「一時預かり金等」という。）として保管している市区町村もみられた。

表6-(1)-② 令和3年10月末日時点の残余遺留金の保管状況

法律	令和3年10月末日時点で残余遺留金を保管していたとする市区町村数			
		歳入歳出外現金 として保管	一時預かり金等 として保管	その他の方法で 保管
行旅法	14	12	2	0
墓埋法	38	26	11	1
生活保護法	36	25	10	1
区分不明	1	0	0	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 葬祭費用への充当若しくは相続財産管理制度若しくは弁済供託制度を利用するための調査・手続に着手する前又は着手中の遺留金については一時預かり金等として保管し、葬祭費用への充当又は各調査・手続以後の残余遺留金については歳入歳出外現金として保管している場合、「歳入歳出外現金として保管」に区分している。

(7) 行旅法

地方公共団体における現金又は有価証券の保管に当たっては、前記アのとおり、法律又は政令の規定によるのでなければ保管することができないとされている。

行旅死亡人に係る残余遺留金を歳入歳出外現金として保管している12市区町村に根拠法令の認識を確認したところ、以下のとおり、法律・政令以外を保管の根拠として認識して

いる事例や根拠法令はないと認識している事例がみられた。

- | | |
|------------------------------|----------|
| ① 行旅法第 12 条 | (4 市区町村) |
| ② 遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）第 1 条 | (1 市区町村) |
| ③ 市区町村の遺留金や財務等に係る独自規定 | (5 市区町村) |
| ④ 根拠法令はない | (2 市区町村) |

また、歳入歳出外現金として保管しているものの、保管の根拠となる法令はないと認識している市区町村の中には、保管の根拠となる法令がないため、暫定的に庁舎事務室内の金庫に保管している事例がみられた。当該市区町村では、庁舎事務室内の担当課所有の施錠できるロッカー内に金庫を設置し、更に手提げ金庫に入れ、厳重に保管しているが、保管場所の確保にも限界があり、特に汚損・破損紙幣の取扱いに苦慮しているとの意見がみられた。

(イ) 墓埋法

墓埋法適用死亡人に係る残余遺留金を歳入歳出外現金として保管している 26 市区町村に根拠法令の認識を確認したところ、以下のとおり、法律・政令以外を保管の根拠として認識している事例や根拠法令はないと認識している事例がみられた。

- | | |
|------------------------|-----------|
| ① 墓埋法第 9 条第 2 項 | (1 市区町村) |
| ② 遺失物法第 1 条 | (2 市区町村) |
| ③ 市区町村の遺留金や財務等に係る独自規定 | (11 市区町村) |
| ④ 根拠法令はない | (11 市区町村) |
| ⑤ 根拠規定について検討したことがない、不明 | (1 市区町村) |

また、一時預かり金等として残余遺留金を保管している 11 市区町村の中には、残余遺留金を歳入歳出外現金として保管すべく当該市区町村の会計部局に相談したが、歳入歳出外現金として取り扱うことができる根拠法令がないとして、歳入歳出外現金としての保管を断念している事例がみられた。当該市区町村は、1 件ずつ袋にまとめて庁舎内の金庫で、残余遺留金を保管している。このため、今後、保管する残余遺留金が増えていくことを懸念しており、弁済供託の利用ができないか、検討を進めるとしている。

さらに、令和 3 年 10 月末日時点では残余遺留金を保管していなかったが、過去に庁舎内の金庫に保管していた現金が盗まれたことをきっかけに、当該市区町村の会計部局と調整し、残余遺留金を歳入歳出外現金として取り扱うこととした事例もみられた。当該市区町村は、令和 3 年 10 月末日時点では、残余遺留金を歳入歳出外現金として取り扱うこととしているものの、根拠法令はないものと認識しており、墓埋法適用死亡人に係る残余遺留金について、歳入歳出外現金として保管できる根拠法令を定めてほしいとしている。

歳入歳出外現金として保管しているが、法律・政令以外を保管の根拠として認識している市区町村や根拠法令はないと認識している市区町村又は一時預かり金等として残余遺留金を保管している市区町村の中には、墓埋法第 9 条第 2 項で準用することとされている費

用に関する規定に、行旅法第 12 条が含まれないと解している市区町村があり、墓埋法に準用条項が明記されていないことが、墓埋法適用死亡人に係る残余遺留金について、保管の根拠法令が認識されていない一因と考えられる。

(ウ) 生活保護法

生活保護法適用死亡人に係る残余遺留金を歳入歳出外現金として保管している 25 市区町村に根拠法令の認識を確認したところ、以下のとおり、省令を根拠法令と認識している事例や法律・政令以外を保管の根拠として認識している事例、根拠法令はないと認識している事例がみられた。

- | | |
|------------------------|-----------|
| ① 生活保護法第 76 条第 1 項 | (3 市区町村) |
| ② 生活保護法施行規則第 22 条第 2 項 | (4 市区町村) |
| ③ 市区町村の遺留金や財務等に係る独自規定 | (14 市区町村) |
| ④ 根拠法令はない | (3 市区町村) |
| ⑤ 根拠規定について検討したことがない、不明 | (1 市区町村) |

生活保護法施行規則については、省令であることから、地方公共団体が残余遺留金を歳入歳出外現金として保管する根拠となる法律又は政令には当たらない。

しかし、複数の市区町村が生活保護法施行規則を根拠法令と解している原因は、以下の表 6-(1)-③のとおり、生活保護法第 76 条第 1 項が一見、遺留金を葬祭扶助に充当するまで保管できることに対する規定であり、葬祭扶助に充当してもなお残余を生じた場合の保管の根拠法令は生活保護法施行規則第 22 条第 2 項において規定されているように見受けられるためと考えられる。

また、一時預かり金等として残余遺留金を保管している 10 市区町村の中には、残余遺留金を保管する根拠法令がなく、どのような保管方法が正しいか不明であるため、予算外の現金という扱いで庁舎内の金庫に保管している事例がみられた。当該市区町村は、今後は歳入歳出外現金として管理していくことを検討しているため、根拠法令を国に示してほしいとしている。

表 6-(1)-③ 生活保護法及び生活保護法施行規則（関係条文の抜粋）

○生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号） （遺留金品の処分） 第七十六条 第十八条第二項の規定により葬祭扶助を行う場合においては、保護の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。 2 （略）
○生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号） （遺留金品の処分）

第二十二條 （略）

2 保護の実施機関が法第七十六條の規定による措置をとつた場合において、遺留の金品を保護費に充当して、なお残余を生じたときは、保護の実施機関は、これを保管し、速やかに、相続財産管理人の選任を家庭裁判所に請求し、選任された相続財産管理人にこれを引き渡さなければならない。ただし、これによりがたいときは、民法第四百九十四條の規定に基づき当該残余の遺留の金品を供託することができる。

3 （略）

（注） 下線は当省が付した。

（Ⅰ）厚生労働省の見解

厚生労働省に対して、市区町村等が残余遺留金を歳入歳出外現金として保管することができる根拠法令を確認したところ、以下のとおり、法律に基づき、歳入歳出外現金として保管することが可能であるという見解であった。

- ・ 行旅死亡人に係る残余遺留金は、相続財産管理人への引渡し又は弁済供託をするまでは、行旅法第 12 条を根拠法として歳入歳出外現金として保管することが可能である。
- ・ 墓理法適用死亡人に係る残余遺留金は、墓理法第 9 条第 2 項により行旅法第 12 条が準用されるため、墓理法第 9 条第 2 項を根拠法として歳入歳出外現金として保管することが可能である。
- ・ 生活保護法適用死亡人に係る残余遺留金は、葬祭費用に遺留金を充当してもなお残余が生じるのは当然に想定されるところであるから、生活保護法第 76 条第 1 項は、保護の実施機関が遺留金を保管することを当然に予定しており、残余遺留金についても、相続財産管理人への引き渡し又は弁済供託をするまでは、同条を根拠に歳入歳出外現金として保管することができると考える。このため、生活保護法第 76 条第 1 項を根拠法として歳入歳出外現金として保管することが可能である。

なお、生活保護法施行規則第 22 条第 2 項は、特に、残余遺留金の処理・保管について、詳細を定めたものである。

前記厚生労働省の見解のとおり、市区町村等は残余遺留金を、法律に基づき、歳入歳出外現金として保管することが可能である。市区町村等においては、相続財産管理制度や弁済供託制度の活用が難しく、引き続き保管せざるを得ない残余遺留金を含め、紛失・盗難等を防止し、適切に保管する観点から、残余遺留金を歳入歳出外現金として管理することが適当であると考えられる。

しかし、手引には残余遺留金が歳入歳出外現金として保管可能であることやその根拠法令は明記されていない。そのため、市区町村がこれらを明確に認識しているとは言えず、引取者のない死亡人の遺留金の保管額が増加傾向にある中、市区町村が残余遺留金の保管方法や保管場所に苦慮している状況がみられた。

【所見】

したがって、厚生労働省は、市区町村等における引取者のない死亡人の残余遺留金の適切な保管を図る観点から、残余遺留金は行旅法第12条、墓埋法第9条第2項及び生活保護法第76条第1項を根拠法令として歳入歳出外現金として保管できることを、手引等に記載することにより、市区町村等に対し明確に示す必要がある。

(2) 残余遺留物品の保管等の状況

ア 制度の概要

行旅法第 12 条においては、行旅死亡人の遺留金品は市区町村が保管することとされ、行旅法第 14 条においては、市区町村は行旅死亡人取扱費用の弁償を得たときは、相続人に保管する遺留金品を引き渡すこととされている。

このため、相続人に引き渡すまで、残余遺留物品は市区町村が保管することとなる。

一方で、行旅法第 12 条ただし書により、遺留物品に、滅失・毀損するおそれがあるとき、又は保管に不相当の費用・手数を要するときは、売却・棄却が可能とされている。

また、昭和 62 年通知別紙の I の第 11 の 4 において、見積価格が一定額以下の物件については、競売に付することなく処分できることとされている。

墓埋法第 9 条第 2 項においては、同条第 1 項に基づく埋火葬の費用に関して、行旅法の規定を準用することとされている。

生活保護法施行規則第 22 条第 3 項においては、行旅法第 12 条ただし書の規定と同様に、遺留物品に、滅失や毀損のおそれがあるとき、又は保管に不相当の費用・手数を要するときは、売却・棄却が可能であるとされている。

なお、遺留物品を売却又は棄却できる場合として定められている滅失・毀損するおそれがあるとき、又は保管に不相当の費用・手数を要するときについては、手引において「期限の定めのある金券類（商品券）など」が想定される旨の記載があるほか、どのような場合がこれに該当するのか、明確な基準は設けられていない。

イ 基礎調査結果

基礎調査において把握した遺留物品の保管状況は、以下の表 6-(2)-①のとおりである。

また、1 市区町村当たりの遺留物品の保管件数でみると、行旅法、墓埋法及び生活保護法いずれも、平成 30 年 3 月 31 日から令和 3 年 10 月末日にかけて増加傾向がみられた。

表 6-(2)-① 各年度末時点の遺留物品の保管状況

法律	時点	0 件と回答した市区町村数	1 件以上と回答した市区町村数	回答した市区町村数の合計 (A)	保管 総件数 (B)	1 市区町村 当の保管 件数 (B/A)
行旅法	平成 30 年 3 月 31 日	488 (87.6%)	69 (12.4%)	557 (100%)	835	1.50
	令和 3 年 3 月 31 日	451 (79.3%)	118 (20.7%)	569 (100%)	856	1.50
	令和 3 年 10 月末日	444 (78.2%)	124 (21.8%)	568 (100%)	940	1.65

法律	時点	0 件と回答した市区町村数	1 件以上と回答した市区町村数	回答した市区町村数の合計 (A)	保管 総件数 (B)	1 市区町村 当の保管 件数 (B/A)
墓 埋 法	平成 30 年 3 月 31 日	373 (81.3%)	86 (18.7%)	459 (100%)	1,908	4.16
	令和 3 年 3 月 31 日	319 (63.8%)	181 (36.2%)	500 (100%)	4,363	8.73
	令和 3 年 10 月末日	288 (56.3%)	224 (43.8%)	512 (100%)	5,116	9.99
生 活 保 護 法	平成 30 年 3 月 31 日	324 (82.9%)	67 (17.1%)	391 (100%)	6,734	17.22
	令和 3 年 3 月 31 日	287 (69.2%)	128 (30.8%)	415 (100%)	9,669	23.30
	令和 3 年 10 月末日	278 (65.6%)	146 (34.4%)	424 (100%)	10,952	25.83

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内の数値は、「回答した市区町村数の合計」に対する割合であり、小数第 2 位を四捨五入している。

3 「1 市区町村当たりの保管件数 (B/A)」欄は、小数第 3 位を四捨五入している。

また、遺留物品の保管期間を定める規程（条例、規則・細則、要綱・要領等）があると回答した市区町村は、行旅法 97 市区町村、墓埋法 56 市区町村、生活保護法 79 市区町村みられた。一方で、規程がないと回答した市区町村は、行旅法 536 市区町村、墓埋法 536 市区町村、生活保護法 404 市区町村みられ、保管期間を定める規程を作成していない市区町村の方が多くみられた。

ウ 実地調査結果

調査対象とした 71 市区町村のうち、令和 3 年 10 月末日時点で、残余遺留物品を保管していたとする市区町村は、行旅法 21 市区町村、墓埋法 39 市区町村、生活保護法 35 市区町村みられた^(注)。

(注) 令和 3 年 10 月末日時点で、残余遺留物品を保管していたとする市区町村以外の市区町村には、令和 3 年 10 月末日時点で残余遺留物品を保管していなかったとする市区町村のほか、残余遺留物品の保管の有無について不明（葬祭費用への充当や相続人等への引渡し手続の途中である遺留物品と残余遺留物品を区別して計上していないため）と回答した市区町村及び回答を得られなかった市区町村を含む。

前記アのとおり、遺留物品を売却又は棄却できる場合は、滅失・毀損するおそれがあるとき、又は保管に不相当の費用・手数を要するときと定められており、どのような場合にこれに該当するかについては、手引において「期限の定めのある金券類（商品券）など」が想定される旨の記載があるのみで、明確な基準は設けられていない。

令和 3 年 10 月末日時点で残余遺留物品を保管していた市区町村の中には、以下のとおり、遺留物品を廃棄することが適当か判断に苦慮している市区町村がみられた。

- ① 相続人等からの引取りの申出がある可能性があるため、廃棄できずに保管し続けている。(7 市区町村)
- ② 現行の法令・規定では、滅失・毀損するおそれがあるとき、又は保管に不相当の費用・手数を要するとき以外の遺留物品について、廃棄に係る定めがないため、過年度の遺留物品についても廃棄できず保管し続けている。(6 市区町村)
- ③ 預金通帳や印鑑について、「保管に不相当の費用・手数が掛かるとき」と判断して良いかわからず、廃棄できずにやむなく保管し続けている。(1 市区町村)

また、令和 3 年 10 月末日時点で残余遺留物品を保管していた市区町村の中には、前記のとおり遺留物品の廃棄の判断に苦慮し、廃棄が進まないことから、保管場所の確保に苦慮している市区町村がみられた。

- ① 遺留物品の廃棄についての規程はないため、廃棄せず保管し続けている。残余遺留物品は増加するのみで、保管場所がひっ迫している。(3 市区町村)
- ② 遺留物品の廃棄についての規程はないが、保管場所がひっ迫してしまったことから換金価値のないものなどを廃棄している又は廃棄を検討している。(2 市区町村)
- ③ 現在の保管場所が適切ではない又はひっ迫していることから、金庫又は倉庫等の新たな保管場所を確保したいと考えているが、予算がない。(2 市区町村)

一方、調査対象とした 71 市区町村の中には、残余遺留物品の保管期間や廃棄について、市区町村独自の規程を作成しているものが 13 市区町村みられ、その保管期間は、以下の表 6-(2)-②のとおり、金銭的価値のないものについては直ちに廃棄可能としている規程から、民法上の債権の消滅時効を援用して 10 年間保管することとしている規程まで、市区町村により様々であった。

表 6-(2)-② 保管期間や廃棄について独自の規程を作成している事例

No.	保管 期間	内容	保管期間の設定根拠	法律
1	場合によ っては直 ちに廃棄	換金価値のない遺留物品については、直ちに廃棄して差し支えない。ただし、廃棄に際しては複数職員で対応することとし、廃棄した物品・経過を記録する。	生活保護法及び同法施行規則において、葬祭費用への充当のため換金価値のある遺留物品については市区町村で保管することとされていると認識しているが、換金価値のないものをやむを得ず引き取った場合に市区町村が保管すべき規定はないため、取扱いに苦慮した結果規定したもの	生
2		原則として相続人への引渡しが完了するまでの間は散逸しないよう取りまとめて保管する。ただし、衣類等保管することで毀損のおそれがある場合、保管に不相当の費用が見込まれる場合又は金銭的価値がないと見込まれる場合には、処分する旨を記録・決裁の上、廃棄することができる。	保管期間の設定根拠は不明	生
3	60 日	保管開始から 60 日経過後に廃棄する。ただし、滅失・毀損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当の費用・手数を要するときは保管期間にかかわらず廃棄可能とする。	規程は他市区町村のものを参考にしているが、保管期間については、過去の遺留金品の保管例や保管スペースの広さに照らし独自に検討したもの	生

No.	保管 期間	内容	保管期間の設定根拠	法律
4	6 か月	預金通帳等は、記録を取り、担当課が管理する金庫に保管。その他の遺留物品は、原則として相続人への引渡しが完了するまでの間、散逸しないように取りまとめて保管する。ただし、保管後 6 か月が経過した場合、保管すべき物品が滅失又は毀損のおそれがある場合、その保管に不相当の費用又は手数を要する場合若しくは金銭的価値がないと見込まれる場合は、その旨記録し、決裁の上、廃棄することができる。	運用として 6 か月程度で廃棄していたものを、令和 3 年 3 月に手引が示されたことを契機として、規程の内容を見直し追記したもの	生
5		親族が存在するが連絡がつかない場合又は一度連絡がついた後、親族が市区町村からの連絡を忌避するなどし、対象者の死亡から 6 か月を超えて遺留物品の引受先が確保できない場合は、遺留品を処分できるものとする。	規程は他市区町村のものを参考にしているが、保管期間を 6 か月としている根拠は特にない。	行 墓 生
6	1 年	遺留金品をもって取扱費用を弁償してなお余りある場合、有価証券及び遺留物品については、おおむね 1 年間保管する。	遺骨の保管期間を 1 年(1 年を経過したものについては合葬)としていることに倣ったもの	行
7		遺留品は相続人等が現れることを考慮して、1 年程度保管した後、廃棄	年に 1 回行われる産業廃棄物の廃棄の機会に合わせたもの	生
8		換金価値がない場合、1 年間保管後、廃棄するものとする。ただし、保管することが困難な衣類や生活用品、所属長が保管を不適当とするものについては 1 年未満でも廃棄できるものとする。	他市区町村の要領、マニュアル等を参考としたもの	行 墓 生

No.	保管 期間	内容	保管期間の設定根拠	法律
9	最低1年 以上	換金価値がなく、葬祭費に充当できなかった遺留物品は、相続人に引き渡す場合を除き、最低1年以上保管の上、課長決裁をとり処分する。	都道府県が発出した行旅死亡人の取扱いに係る規程に倣ったもの	行 墓 生
10		換金価値のない遺留物品は最低1年間保管し、衣類等の一部は切り取って身元判明の参考に永年保存する。	保管期間の設定根拠は不明	生
11	5年	遺留物品の保管期間は、福祉施設等から引き継いだ後5年とする。	遺骨の保管期間を5年(5年を経過したものについては合葬)としていることに倣ったもの	行
12		行旅死亡人取扱費用の弁償請求の消滅時効が5年であることを考慮し、遺留物品の保管期間は、5年とする。	行旅死亡人取扱費用の弁償請求の消滅時効が、地方自治法第236条 ^(注3) により5年であると解していることに倣ったもの	行 墓
13		換金価値のない遺留物品は、所定の倉庫において、保管日の属する年度の翌年度の4月1日から原則として5年間保管し、期間経過後に決裁の上、これを廃棄する。	行旅死亡人等に係る文書の保存年限に倣ったもの	行 墓 生
14	1年又は 10年	保管期間を、保管することが物理的に困難な衣類、生活用品等で、その換金価値が認められないもの又は管理責任者が保管を不相当とするものは1年、他の物品については10年と定めている。	民法第166条第1項第2号 ^(注4) の債権の消滅時効に倣ったもの 規定を設ける際、顧問弁護士に相談し法的に問題がない旨回答を得ている。	墓

No.	保管 期間	内容	保管期間の設定根拠	法律
15	3 年又は 10 年	遺骨の保管期間（葬祭を行う者がいない場合は 3 年、葬祭を行う者が判明しない場合は 10 年）と同期間保管する。	遺骨の保管期間に倣ったもの なお、遺骨の保管期間は、警察における身元が分からない遺体の情報検索が過去 12 年分できるため、この期間に準じている。	墓 生
16	10 年	遺骨の保管期間（10 年）と同期間保管する。	遺骨の保管期間に倣ったもの なお、遺骨の保管期間は、警察における身元が分からない遺体の情報検索が過去 12 年分できるため、この期間に準じている。	行

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法律」欄の「行」は行旅法、「墓」は墓理法、「生」は生活保護法を表す。

3 地方自治法第 236 条第 1 項には、地方公共団体の債権債務について次のとおり定められている。

「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。」

4 民法第 166 条第 1 項第 2 号には、債権は、権利を行使することができる時から 10 年間行使しないとき、時効によって消滅すると定められている。

また、保管期間や廃棄について、規程は定めていないものの、運用として以下のとおり対応している市区町村もみられた。

- ① 法定相続人全員に照会文を送付し、葬祭費用の支払意思の確認と併せて遺留物品の引取意思の確認を行い、拒否又は返信がなかったものは、期日から 60 日～90 日後を目途に廃棄（1 市区町村）
- ② 把握した法定相続人全員に、葬祭費用の支払の意思確認と併せて遺留金品の引取意思の確認の文書を送付。1 通目の文書に対し期日までに返信がなかった場合には、2 通目の同内容の文書を送付し、2 通目の文書の期日までに返信がなかった場合又は廃棄の意思確認が取れた場合は、廃棄を実施。当該文書には、回答がない場合には、遺留金品を他の相続人に引き渡す又は廃棄を行う可能性がある旨を記載している。（2 市区町村）

残余遺留物品の保管期間や廃棄について、厚生労働省の見解を確認したところ、遺留物品には様々な物が含まれ、個別の案件の事情に応じてその取扱いが判断されるべきことから、いつまで保管すれば廃棄してよいか一律の基準を設けること及び直ちに廃棄して差し支えな

い遺留物品を例示することは困難という見解であった。

一方で、前記の市区町村独自の保管期間や廃棄についての規程については、少なくとも行旅法、墓埋法及び生活保護法において、市区町村が独自に基準を定めることを禁じる規定はないとの見解であった。

残余遺留物品の保管期間や廃棄について、独自の規程を作成していない市区町村において、①残余遺留物品を何年保管しなければならないなどの基準が明確でない中で、市区町村として独自にこれら管理基準等を定めて運用することをためらっている、②過去に何度か規程の策定を課内で議論したが、保管や廃棄について見本となるものもなく、また関係職員により廃棄時期などの考え方が異なり意見集約できなかったなど、規程の作成に当たって参考となるものがなく、どのように保管期間や廃棄に係る基準を定めればよいのか判断ができないとする市区町村がみられた。

なお、一部の市区町村から、「墓埋法適用死亡人の残余遺留物品を市区町村が保管することについて、法的根拠を明確にしてほしい」との意見がみられたが、これについては、前記 6(1)にも述べたとおり、墓埋法第 9 条第 2 項により、行旅法第 12 条が準用されるとの厚生労働省の見解である。

【所見】

したがって、厚生労働省は、残余遺留物品の保管に係る市区町村等の負担の軽減に資する観点から、具体的に保管期間や廃棄について基準を定めている事例を集約・整理し、市区町村等に周知する必要がある。

(3) 遺骨の保管状況

ア 制度の概要

行旅法及び墓埋法に基づき、市区町村（長）が葬祭を行った場合の遺骨の取扱いについては、法令上に規定はない。遺骨の引取者がいない場合又は引取りを拒否された場合は、やむなく市区町村が遺骨を保管していると考えられる。

また、生活保護法に基づく葬祭扶助を支給した場合のうち、第三者が葬祭を実施した場合は、葬祭人が遺骨を引き取るとは限らず、遺骨の引取者がいない場合には、同様に保護の実施機関が、やむなく遺骨を保管していると考えられる。

なお、遺骨は、民法第 897 条に基づく^{さいし}祭祀を主宰すべき者に帰属するとの判例がある（平成元年最高裁判所第 3 小法廷判決）。

イ 調査結果

基礎調査において、市区町村が保管している遺骨の数を調査したところ、以下の表 6-(3)-①のとおり、いずれも増加している。

ただし、保管柱数についての回答市区町村数が、直近ほど多かったため、単純比較ができない。そのため、保管柱数の合計を回答市区町村数で割った数値で比較すると、墓埋法の令和 3 年 3 月 31 日時点から同年 10 月末時点までが横ばいとなっているほかは、増加傾向である。

表 6-(3)-① 基礎調査における引取者のない死亡人の遺骨の保管状況

区分		時点	平成 30 年 3 月 31 日	令和 3 年 3 月 31 日	令和 3 年 10 月末日
行旅法	回答市区町村数		488	507	510
	引取者のない死亡人の遺骨を保管していない市区町村数		248	211	207
	引取者のない死亡人の遺骨を保管している市区町村数		240	296	303
	保管柱数		4,766	5,485	6,055
	保管柱数／回答市区町村数		9.8	10.8	11.9
墓埋法	回答市区町村数		414	442	449
	引取者のない死亡人の遺骨を保管していない市区町村数		186	152	149
	引取者のない死亡人の遺骨を保管している市区町村数		228	290	300
	保管柱数		15,283	19,050	19,331
	保管柱数／回答市区町村数		36.9	43.1	43.1
生活保護法	回答市区町村数		331	349	353
	引取者のない死亡人の遺骨を保管していない市区町村数		158	141	134
	引取者のない死亡人の遺骨を保管している市区町村数		173	208	219
	保管柱数		25,429	32,210	34,462
	保管柱数／回答市区町村数		76.8	92.3	97.6

(注) 1 当省の調査結果による。

2 回答市区町村が引き受け、納骨堂や倉庫等に保管している遺骨の柱数を調査した。合葬等により、遺族等への引渡しが不可能な保管方法による場合も、柱数を把握していれば保管柱数に含むこととした。

3 柱数は不明と回答した市区町村は回答数に含まない。

4 「保管柱数／回答市区町村数」欄は、小数第 2 位を四捨五入している。

市区町村における引取者のない遺骨の保管場所は、①市区町村営の墓地、納骨堂、斎場等、②執務室内のキャビネットや倉庫、③仏教寺院等の宗教施設に保管を依頼、④遺品整理業者の倉庫や老人ホームの無縁墓などの事例がみられた。

保管から一定期間経過後や、保管場所が満杯になった場合は、骨壺から取り出して合葬するとしている市区町村や海洋散骨を導入した市区町村がみられた一方で、遺族が引取りに来る可能性を考え合葬できないとする市区町村や、納骨からどの程度の期間保管しておくべきか苦慮している市区町村もみられた。

引取者のない死亡人の遺骨の保管について、市区町村からは、以下の表 6-(3)-②のとおり国に対する意見・要望がみられた。

表 6-(3)-② 引取者のない死亡人の遺骨の保管に関する市区町村の主な意見・要望

分類	主な意見・要望
遺骨の引渡し	- 親族への遺骨引取りの意思確認の統一基準が決まっていないため、判断に困る。実務上は三親等内の親族に意思確認を行っている。これは当市区町村の顧問弁護士に相談したところ、法定相続人になり得るのが三親等内であるので、これに準じるべきとの見解であったためである。しかし、三親等だと意思確認をしても回答自体がもらえないなど、事務的負担は重い。できれば親兄弟、子まで確認すれば足りることとする統一基準を国に定めてほしい。 - 遺骨の引渡しに対して徴収すべき書類や引き渡せる範囲など、全国的に統一的な基準を設けてほしい。遺骨をいどこが引き取ることになった際に、本人が提出した戸籍謄本には親同士が兄弟であることまでは記載されていなかったため、市区町村が公用請求して確認したもの、このような場合の戸籍の入手が適切か疑問がある。親族以外に引き渡した事例としては、死亡人の菩提寺の住職が生前に永代供養を頼まれていたとして引き取った事例、本人が信仰していた教会が引き取った事例、生前勤めていた会社の社長が引き取った事例などがあった。親族に引き渡す場合は、本人確認書類と死亡人との関係が分かる資料（戸籍謄本など）を提出してもらうが、親族ではない場合にどのように関係を確認するのか難しい（住職の場合は生前の契約書面、教会の場合はその教会の名簿を閲覧し、死亡人の氏名があることを確認、会社社長の場合は死亡人の載っている社員名簿などで確認した。）。また、親族の場合は火葬費用の弁償を求めているが、他人の場合は求められるのかどうか分からず求めている。
納骨費用	- 葬祭扶助における「納骨」の範囲は曖昧。葬祭扶助の金額の範囲で納骨（永代供養）まで行うことは難しい。その範囲で納骨まで対応する業者もあるが、合祀が多い。合祀では後日遺族が引取りに来ても引き渡せない、骨壺に入った状態で市区町村が引き取ることになる。引取者のない死亡人に限らず、葬祭扶助の対象となる納骨の範囲を明確にし、骨壺の状態での納骨の費用も対象にしてほしい。 - 合葬室への納骨は通常1柱4万4千円かかるが、引取者がいない遺骨の場合は全額免除しており、使用料徴収の機会損失が発生している。

(注) 当省の調査結果による。

法令上、引取者のない死亡人の遺骨の保管に関する規定がない中、今後このように市区町村等が保管せざるを得ない遺骨が更に増加することが想定されることから、厚生労働省においても課題を把握し、遺骨の保管の在り方について検討を行い、方向性を示すことが望まれる。

〔資料編〕

資 料 目 次

1 行旅病人及行旅死亡人取扱法関係	75
資料 1-① 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）＜抜粋＞	75
資料 1-② 行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件（明治 32 年勅令第 277 号）＜抜粋＞ ...	75
資料 1-③ 「行旅病人の救護等の事務の団体事務化について」（昭和 62 年 2 月 12 日付け社保 第 14 号各都道府県知事・各指定都市市長宛て厚生省社会局長通知）＜抜粋＞	76
2 墓地、埋葬等に関する法律関係	76
資料 2-① 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）＜抜粋＞	76
資料 2-② 「墓地、埋葬等に関する法律の疑義について」（昭和 27 年 6 月 30 日付け衛環第 66 号環境衛生課長から北海道衛生部長宛て回答）＜抜粋＞	76
3 生活保護法関係	77
資料 3-① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）＜抜粋＞	77
資料 3-② 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）＜抜粋＞	77
資料 3-③ 生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）＜抜粋＞	78
4 その他	79
資料 4-① 基礎調査における引取者のない死亡人の発生状況（表 3-(1)-①関係）	79
資料 4-② 民法（明治 29 年法律第 89 号）＜抜粋＞	80
資料 4-③ 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）＜抜粋＞	81
資料 4-④ 「死亡届の届出義務者がいない場合又は届出義務者からの届出を期待することが できない場合における職権による死亡事項の戸籍への記載の取扱いについて（通知）」 （平成 25 年 3 月 21 日付け法務省民一第 285 号法務省民事局民事第一課長通知）	83
資料 4-⑤ 「身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について」（令和 3 年 3 月 31 日付け金融庁監督局銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室） ＜抜粋＞	84
資料 4-⑥ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）＜抜粋＞	92
資料 4-⑦ 家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）＜抜粋＞	92
資料 4-⑧ 家事事件手続規則（平成 24 年最高裁判所規則第 8 号）＜抜粋＞	92
資料 4-⑨ 供託法（明治 32 年法律第 15 号）＜抜粋＞	92
資料 4-⑩ 遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）＜抜粋＞	92
資料 4-⑪ 平成元年最高裁判所第 3 小法廷判決＜抜粋＞	93

1 行旅病人及行旅死亡人取扱法関係

資料 1-① 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）＜抜粋＞

第一条 此ノ法律ニ於テ行旅病人ト称スルハ歩行ニ堪ヘサル行旅中ノ病人ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者ヲ謂ヒ行旅死亡人ト称スルハ行旅中死亡シ引取者ナキ者ヲ謂フ

② 住所、居所若ハ氏名知レス且引取者ナキ死亡人ハ行旅死亡人ト看做ス

第七条 行旅死亡人アルトキハ其ノ所在地市町村ハ其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ記録シタル後其ノ死体ノ埋葬又ハ火葬ヲ為スベシ

② （略）

第九条 行旅死亡人ノ住所、居所若ハ氏名知レサルトキハ市町村ハ其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ公署ノ揭示場ニ告示シ且官報若ハ新聞紙ニ公告スヘシ

第十一条 行旅死亡人取扱ノ費用ハ先ツ其ノ遺留ノ金銭若ハ有価証券ヲ以テ之ニ充テ仍足ラサルトキハ相続人ノ負担トシ相続人ヨリ弁償ヲ得サルトキハ死亡人ノ扶養義務者ノ負担トス

第十二条 行旅死亡人ノ遺留物件ハ市町村之ヲ保管スヘシ但シ其ノ保管ノ物件滅失若ハ毀損ノ虞アルトキ又ハ其ノ保管ニ不相当ノ費用若ハ手数ヲ要スルトキハ之ヲ売却シ又ハ棄却スルコトヲ得

第十三条 市町村ハ第九条ノ公告後六十日ヲ経過スルモ仍行旅死亡人取扱費用ノ弁償ヲ得サルトキハ行旅死亡人ノ遺留物品ヲ売却シテ其ノ費用ニ充ツルコトヲ得其ノ仍足ラサル場合ニ於テ費用ノ弁償ヲ為スヘキ公共団体ニ関シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

② （略）

第十四条 市町村ハ行旅死亡人取扱費用ノ弁償ヲ得タルトキハ相続人ニ其ノ保管スル遺留物件ヲ引渡スヘシ相続人ナキトキハ正当ナル請求者ト認ムル者ニ之ヲ引渡スコトヲ得

第十五条 行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者ノ救護若ハ取扱ニ関スル費用ハ所在地市町村費ヲ以テ一時之ヲ繰替フヘシ

② 前項費用ノ弁償金徴収ニ付テハ市町村税滞納処分ノ例ニ依ル

③ （略）

資料 1-② 行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件（明治 32 年勅令第 277 号）＜抜粋＞

第一条 行旅病人及行旅死亡人取扱法第五条及第十三条ノ公共団体ハ行旅病人行旅死亡人若ハ其ノ同伴者ノ救護又ハ取扱ヲ為シタル地ノ道府県トス

② 前項ノ規定ニ拘ラズ行旅病人行旅死亡人若ハ其ノ同伴者ノ救護又ハ取扱ヲ為シタル地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市ハ地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四条の三十ノ定ムル所ニ依リ行旅病人及行旅死亡人取扱法第五条及第十三条ノ公共団体トス

③ 第一項ノ規定ニ拘ラズ行旅病人行旅死亡人若ハ其ノ同伴者ノ救護又ハ取扱ヲ為シタル地方自治法第二百五十二条の二十二第一項ノ中核市ハ地方自治法施行令第七十四条の四十九の六ノ定ムル所ニ依リ行旅病人及行旅死亡人取扱法第五条及第十三条ノ公共団体トス

資料 1-③ 「行旅病人の救護等の事務の団体事務化について」（昭和 62 年 2 月 12 日付け社保第 14 号各都道府県知事・各指定都市市長宛て厚生省社会局長通知）＜抜粋＞

別紙

行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する指針

I 市町村が処理しなければならない事務について

第一一 遺留物件の処分

1～3 （略）

4 市町村は、有価証券及び見積価格が一定額以下の物件については、競売に付することなく処分できるものとする。

5 市町村は、行旅死亡人の遺留物品を売却してもなお費用の弁償額に足りないときは、都道府県に対して計算書を付してその不足額を請求するものとする。

2 墓地、埋葬等に関する法律関係

資料 2-① 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）＜抜粋＞

第九条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の規定を準用する。

資料 2-② 「墓地、埋葬等に関する法律の疑義について」（昭和 27 年 6 月 30 日付け衛環第 66 号 環境衛生課長から北海道衛生部長宛て回答）＜抜粋＞

昭和二十七年六月七日二七環第一、七八九号で照会のあつた標記のことにつき左のとおり回答する。

1 について

他に全然埋葬又は火葬を行うものがなく、市町村長が行つた場合は墓地、埋葬等に関する法律第九条にいう葬祭であつて生活保護法第十八条第二項によるものではない。

但し、知人又は近隣の者が生活保護法をうけている孤独の被保護者の死亡した場合に行う葬祭は生活保護法が適用されるのであつて、墓地、埋葬等に関する法律第九条の「行うものがない」場合ではない。

2 について

墓地、埋葬等に関する法律第九条の費用に関してのみ、行旅病人及び行旅死亡人取扱法及び法律の委託事項として制定された勅令、省令、条例等を準用して差し支えない。

3 について

行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定を準用するのは、法第九条による費用に関してのみである。

4 について

（略）

5 について

法第九条を厳密に解釈すれば、埋葬又は火葬する者がいないことになる。然しながら、法第一条の趣旨よりしても死体を放置することはできないから、死体発見地の市町村長が法第九条を準用して措置すべきである。

3 生活保護法関係

資料 3-① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）＜抜粋＞

（葬祭扶助）

第十八条 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 検案
- 二 死体の運搬
- 三 火葬又は埋葬
- 四 納骨その他葬祭のために必要なもの

2 左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。

- 一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき。
- 二 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

（報告、調査及び検診）

第二十八条 （略）

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

3～5 （略）

（遺留金品の処分）

第七十六条 第十八条第二項の規定により葬祭扶助を行う場合においては、保護の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。

2 （略）

資料 3-② 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）＜抜粋＞

（遺留金品の処分）

第二十二条 保護の実施機関が法第七十六条第一項の規定により、遺留の物品を売却する場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する一般

競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により契約を締結しなければならない。

- 2 保護の実施機関が法第七十六条の規定による措置をとった場合において、遺留の金品を保護費に充当して、なお残余を生じたときは、保護の実施機関は、これを保管し、速やかに、相続財産管理人の選任を家庭裁判所に請求し、選任された相続財産管理人にこれを引き渡さなければならない。ただし、これによりがたいときは、民法第四百九十四条の規定に基づき当該残余の遺留の金品を供託することができる。
- 3 前項の場合において保管すべき物品が滅失若しくはき損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当の費用若しくは手数を要するときは、これを売却し、又は棄却することができる。その売却して得た金銭の取扱については、前項と同様とする。

資料 3-③ 生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）＜抜粋＞

別表第 8 葬祭扶助基準

（昭 39 厚告 119・昭 41 厚告 201・昭 44 厚告 81・昭 46 厚告 75・昭 47 厚告 86・昭 49 厚告 71・昭 50 厚告 85・昭 51 厚告 43・昭 52 厚告 64・昭 53 厚告 60・昭 54 厚告 45・昭 55 厚告 55・昭 56 厚告 41・昭 57 厚告 51・昭 58 厚告 71・昭 59 厚告 61・昭 60 厚告 54・昭 61 厚告 95・昭 62 厚告 62・昭 63 厚告 149・平元厚告 85・平 2 厚告 86・平 4 厚告 124・平 5 厚告 94・平 6 厚告 132・平 8 厚告 93・平 9 厚告 73・平 10 厚告 121・平 11 厚告 104・一部改正、平 12 厚告 158・旧別表第 7 繰下・一部改正、平 14 厚労告 148・平 16 厚労告 130・平 18 厚労告 315・平 22 厚労告 141・平 26 厚労告 136・平 28 厚労告 176・令元厚労告 66・令 3 厚労告 151・一部改正）

1 基準額

級地別	基準額	
	大人	小人
1 級地及び 2 級地	212,000 円以内	169,600 円以内
3 級地	185,500 円以内	148,400 円以内

- 2 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。

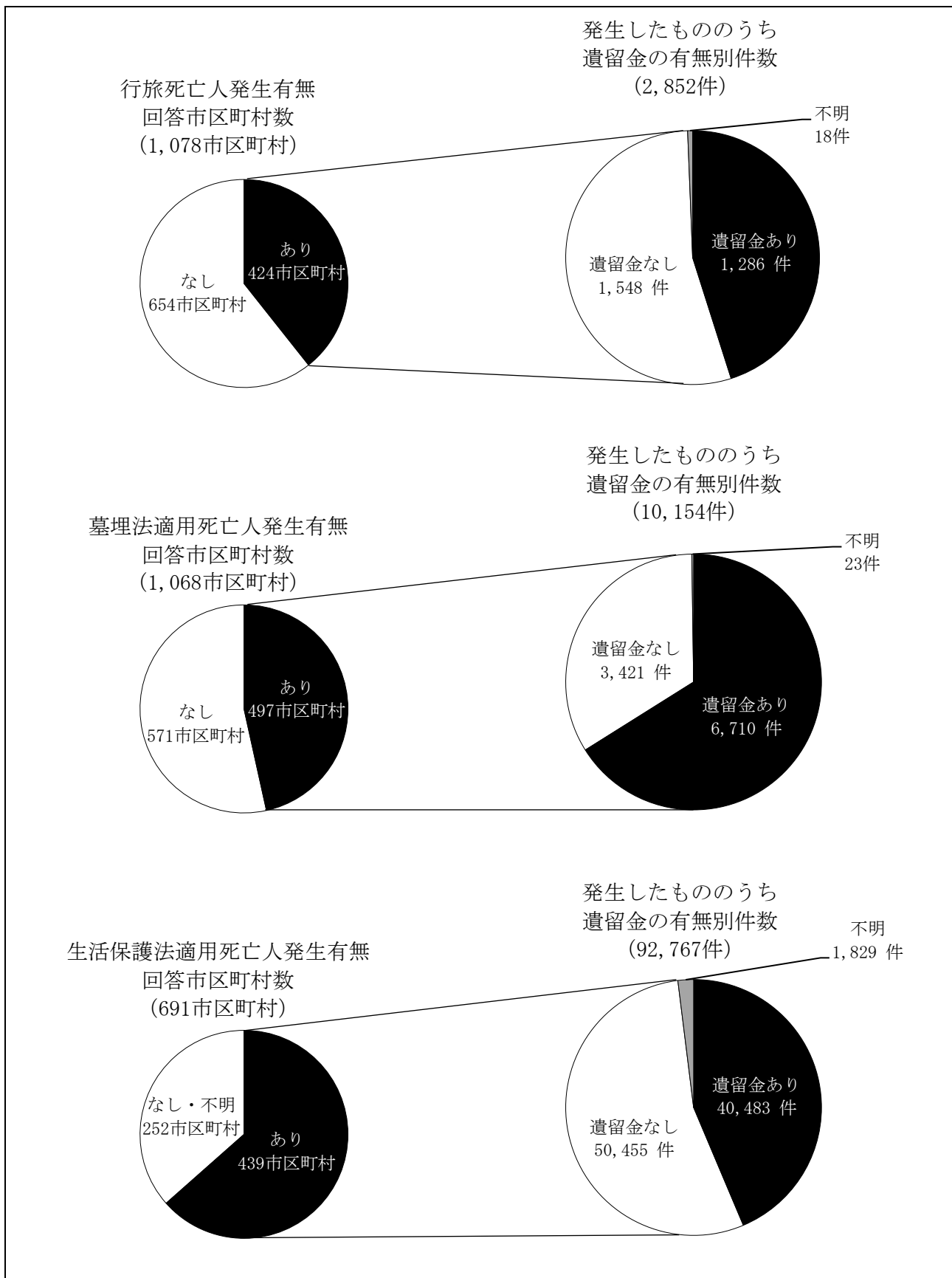
級地別	大人	小人
	円	円
1 級地及び 2 級地	600	500
3 級地	480	400

- 3 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、23,060 円から次に掲げる額を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。

級地別	金額
1 級地及び 2 級地	15,580 円
3 級地	13,630

4 その他

資料 4-① 基礎調査における引取者のない死亡人の発生状況（表 3-(1)-①関係）



(注) 当省の調査結果による。

資料 4-② 民法（明治 29 年法律第 89 号）＜抜粋＞

（供託）

第四百九十四条 弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。

- 一 弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。
- 二 債権者が弁済を受領することができないとき。
- 2 弁済者が債権者を確知することができないときも、前項と同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。

（供託の方法）

第四百九十五条 前条の規定による供託は、債務の履行地の供託所にしなければならない。

2・3 （略）

（供託に適しない物等）

第四百九十七条 弁済者は、次に掲げる場合には、裁判所の許可を得て、弁済の目的物を競売に付し、その代金を供託することができる。

- 一 その物が供託に適しないとき。
- 二 その物について滅失、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがあるとき。
- 三 その物の保存について過分の費用を要するとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、その物を供託することが困難な事情があるとき。

（扶養義務者）

第八百七十七条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

- 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。
- 3 （略）

（相続開始の原因）

第八百八十二条 相続は、死亡によって開始する。

（子及びその代襲者等の相続権）

第八百八十七条 被相続人の子は、相続人となる。

- 2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。
- 3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

（直系尊属及び兄弟姉妹の相続権）

第八百八十九条 次に掲げる者は、第八百八十七条の規定により相続人となるべき者がいない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

- 一 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
- 二 被相続人の兄弟姉妹
- 2 第八百八十七条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

(配偶者の相続権)

第八百九十条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第八百八十七条又は前条の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

(相続の一般的効力)

第八百九十六条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

(祭祀に関する権利の承継)

第八百九十七条 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。

2 前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。

(相続財産法人の成立)

第九百五十一条 相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。

(相続財産の管理人の選任)

第九百五十二条 前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任しなければならない。

2 前項の規定により相続財産の管理人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なくこれを公告しなければならない。

(注) 民法第 952 条は、令和 3 年法律第 24 号による改正前の条文である。

資料 4-③ 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）＜抜粋＞

第十条の二 (略)

② 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

③～⑥ (略)

第二十四条 戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、市町村長は、遅滞なく届出人又は届出事件の本人にその旨を通知しなければならない。ただし、戸籍の記載、届書の記載その他の書類から市町村長において訂正の内容及び事由が明らかであると認めるときは、この限りでない。

② 前項ただし書の場合においては、市町村長は、管轄法務局長等の許可を得て、戸籍の訂正をすることができる。

③・④ (略)

第四十四条 (略)

② (略)

③ 前二項の催告をすることができないとき、又は催告をしても届出がないときは、市町村長は、管轄法務局長等の許可を得て、戸籍の記載をすることができる。

④ （略）

第八十七条 次の者は、その順序に従つて、死亡の届出をしなければならない。ただし、順序にかかわらず届出をすることができる。

第一 同居の親族

第二 その他の同居者

第三 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

② 死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者も、これを行うことができる。

資料 4-④ 「死亡届の届出義務者がいない場合又は届出義務者からの届出を期待することができない場合における職権による死亡事項の戸籍への記載の取扱いについて（通知）」（平成 25 年 3 月 21 日付け法務省民一第 285 号法務省民事局民事第一課長通知）



法務省民一第 285 号
平成 25 年 3 月 21 日

法務局民事行政部長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第一課長

死亡届の届出義務者がいない場合又は届出義務者からの届出を期待することができない場合における職権による死亡事項の戸籍への記載の取扱いについて（通知）

標記の場合における死亡事項の迅速な戸籍への記載に資するため、福祉事務所の長及びこれに準ずる者からの職権記載を促す申出であって、届出事件本人と死亡者との同一性に疑義がないものについては、あらかじめ戸籍法第 4 条 3 項及び第 2 条 4 号第 2 項に規定する管轄法務局又は地方法務局の長の許可を包括的に与えることとし、市区町村長限りで死亡事項の職権記載をして差し支えないものとするとともに、この取扱いにおける戸籍の記載は、平成 2 年 3 月 1 日付け法務省民二第 600 号民事局長通達別紙戸籍記載例及び平成 6 年 1 月 16 日付け法務省民二第 700 号民事局長通達別紙第 2 号記録事項証明書の記載例 170 の例に準じて下記のとおりとしますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長への周知並びに管内市区町村長への包括的な職権記載の許可の付与について取り計らい願います。

なお、戸籍法第 8 条第 2 項に規定する届出資格者の調査については、死亡事項の職権記載をする前提として行わなければならないものではありませんので、念のため申し添えます。

記

1 紙戸籍の場合

「平成 25 年 3 月 20 日推定午前 6 時東京都千代田区で死亡同月 25 日除籍
④」

2 コンピュータ戸籍の場合

死亡：【死亡日】 平成 25 年 3 月 20 日
 【死亡時分】 推定午前 6 時
 【死亡地】 東京都千代田区
 【除籍日】 平成 25 年 3 月 25 日

資料 4-⑤ 「身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について」（令和 3 年 3 月 31 日付け金融庁監督局銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室）＜抜粋＞

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 31 日

一般社団法人全国銀行協会 御中

金融庁監督局銀行第一課

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定。以下「対応方針」という。）において、「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律 9 条 2 項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法 11 条から 15 条）については、預貯金も遺留金に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和 2 年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長（特別区の長を含む。）が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 11 条（墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」により、改めて地方公共団体に周知しておりますので、貴協会におかれましても、各金融機関に対し、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」の内容について、周知をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 31 日

一般社団法人全国信用金庫協会 御中

金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定。以下「対応方針」という。）において、「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律 9 条 2 項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法 11 条から 15 条）については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和 2 年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長（特別区の長を含む。）が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 11 条（墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「手引き」により、改めて地方公共団体に周知しております。

貴協会におかれましても、加盟金融機関に対し、別添「手引き」の内容について、周知をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 31 日

一般社団法人全国信用組合中央協会 御中

金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定。以下「対応方針」という。）において、「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律 9 条 2 項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法 11 条から 15 条）については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和 2 年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長（特別区の長を含む。）が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 11 条（墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「手引き」により、改めて地方公共団体に周知しております。

貴協会におかれましても、加盟金融機関に対し、別添「手引き」の内容について、周知をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和３年３月３１日

一般社団法人全国地方銀行協会 御中

金融庁監督局銀行第二課

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和２年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和２年１２月１８日閣議決定。以下「対応方針」という。）において、「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律９条２項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法１１条から１５条）については、預貯金も遺留金に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和２年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長（特別区の長を含む。）が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治３２年法律第９３号）第１１条（墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号）第９条第２項において準用する場合を含む。）に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「身寄りのない方が亡くなられた場合の

遺留金等の取扱いの手引」により、改めて地方公共団体に周知しておりますので、貴協会におかれましても、各金融機関に対し、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」の内容について、周知をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和3年3月31日

一般社団法人全国労働金庫協会 御中

金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定。以下「対応方針」という。）において、「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条）については、預貯金も遺留金に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長（特別区の長を含む。）が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第11条（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第9条第2項において準用する場合を含む。）に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「手引き」により、改めて地方公共団体に周知しております。

貴協会におかれましても、加盟金融機関に対し、別添「手引き」の内容について、周知をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 31 日

一般社団法人第二地方銀行協会 御中

金融庁監督局銀行第二課

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定。以下「対応方針」という。）において、「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律 9 条 2 項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法 11 条から 15 条）については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和 2 年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長（特別区の長を含む。）が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 11 条（墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「身寄りのない方が亡くなられた場合の

遺留金等の取扱いの手引」により、改めて地方公共団体に周知しておりますので、貴協会におかれましても、各金融機関に対し、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」の内容について、周知をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和3年3月31日

株式会社商工組合中央金庫 御中

金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定。以下「対応方針」という。）において、「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条）については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長（特別区の長を含む。）が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第11条（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第9条第2項において準用する場合を含む。）に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「手引き」により、改めて地方公共団体に周知しております。

貴金庫におかれましても、別添「手引き」の内容について、ご承知いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和3年3月31日

農林中央金庫 御中

金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定。以下「対応方針」という。）において、「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条）については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長（特別区の長を含む。）が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第11条（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第9条第2項において準用する場合を含む。）に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「手引き」により、改めて地方公共団体に周知しております。

貴金庫におかれましても、傘下金融機関に対し、別添「手引き」の内容について、周知をお願いいたします。

（注） 別添の手引は省略した。

資料 4-⑥ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）＜抜粋＞

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2～6 （略）

（現金及び有価証券の保管）

第二百三十五条の四 （略）

2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

3 （略）

資料 4-⑦ 家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）＜抜粋＞

（事実の調査及び証拠調べ等）

第五十六条 （略）

2 当事者は、適切かつ迅速な審理及び審判の実現のため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。

資料 4-⑧ 家事事件手続規則（平成 24 年最高裁判所規則第 8 号）＜抜粋＞

第三十七条 （略）

2 （略）

3 家庭裁判所は、家事審判の申立てをした者又はしようとする者に対し、家事審判の申立書及び前項の証拠書類の写しのほか、当該申立てに係る身分関係についての資料その他家事審判の手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができる。

資料 4-⑨ 供託法（明治 32 年法律第 15 号）＜抜粋＞

第五条 法務大臣ハ法令ノ規定ニ依リテ供託スル金銭又ハ有価証券ニ非サル物品ヲ保管スヘキ倉庫営業者又ハ銀行ヲ指定スルコトヲ得

② 倉庫営業者又ハ銀行ハ其営業ノ部類ニ属スル物ニシテ其保管シ得ヘキ数量ニ限り之ヲ保管スル義務ヲ負フ

第七条 倉庫営業者又ハ銀行ハ第五条第一項ノ規定ニ依ル供託物ヲ受取ルヘキ者ニ対シ一般ニ同種ノ物ニ付テ請求スル保管料ヲ請求スルコトヲ得

資料 4-⑩ 遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）＜抜粋＞

（趣旨）

第一条 この法律は、遺失物、埋蔵物その他の占有を離れた物の拾得及び返還に係る手続その他その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

資料 4-⑪ 平成元年最高裁判所第 3 小法廷判決＜抜粋＞

主 文

本件上告を棄却する。
上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告人らの上告理由第 1 点について
(略)

同第 2 点について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、本件遺骨は慣習に従つて祭祀を主宰すべき者である被上告人に帰属したものとした原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法 401 条、95 条、89 条、93 条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。(裁判長裁判官 安岡満彦 裁判官 伊藤正己 坂上壽夫 貞家克己)
(原文は縦書き)

上告人らの上告理由

第 1 点 (略)

第 2 点 控訴裁判所の判決は、民法第 897 条の解釈適用の誤りがある。すなわち上告人が祭祀承継の主宰者として、被相続人から指定されていないと判断したとしても、祭祀承継の争いがある以上、祭祀の家督相続的慣習を廃止した新民法の趣旨にそつて、民法第 897 条第 2 項に関わる判例に基づいた判断を示す事が妥当である。それにも関わらず、直ちに相続人を祭祀承継の主宰者として認定した右判決は、法令の解釈適用を誤った違法な判決である。

(注) 判例秘書システムによる。